

令和3年12月14日

令和3年第4回奥多摩町議会定例会会議録

令和3年12月8日 開会

令和3年12月14日 閉会

西多摩郡奥多摩町議会事務局

令和3年第4回奥多摩町議会定例会 会議録

1 令和3年12月14日午前10時00分、第4回奥多摩町議会定例会が奥多摩町議会議場に招集された。

2 出席議員は次のとおりである。

第1番	伊藤 英人君	第2番	森田 紀子君	第3番	相田恵美子君
第4番	小山 辰美君	第5番	木村 圭君	第6番	大澤由香里君
第7番	澤本 幹男君	第8番	小峰 陽一君	第9番	石田 芳英君
第10番	宮野 亨君	第11番	高橋 邦男君	第12番	原島 幸次君

3 欠席議員は次のとおりである。

なし

4 会議事件は次のとおりである。

別紙本日の『議事日程表』のとおり

5 職務のため出席した者は次のとおりである。

議会事務局長 原島 滋隆君 議会係長 小峰 典子君

6 地方自治法第121条の規定による出席説明員は、次のとおりである。

町 長	師岡 伸公君	副 町 長	井上 永一君
教 育 長	若菜 伸一君	企画財政課長	山宮 忠仁君
若者定住推進課長	須崎 洋司君	総務課長	天野 成浩君
危機管理担当主幹	大串 清文君	住民課長	加藤 芳幸君
福祉保健課長	菊池 良君	観光産業課長	杉山 直也君
環境整備課長	坂村 孝成君	会計管理者	坂本 秀一君
教育課長	新島 和貴君	病院事務長	岡野 敏行君

令和3年第4回奥多摩町議会定例会議事日程 [第2号]

令和3年12月14日(火)

午前10時00分 開議

会 期 令和3年12月8日～12月14日(7日間)

日程	議案番号	事 件 ・ 議 案 名	結 果
1	—	議長開議宣告	—
2	—	一般質問(10名) 1 澤本 幹男議員 2 石田 芳英議員 3 宮野 亨議員 4 木村 圭議員 5 小山 辰美議員 6 相田恵美子議員 7 小峰 陽一議員 8 伊藤 英人議員 9 大澤由香里議員 10 森田 紀子議員	—
3	—	各常任委員会、議会運営委員会の特定事件に関する閉会中の継続調査について	決定
4	—	議員派遣について	決定
5	—	町長あいさつ	—

(午後3時56分 閉会)

午前 10 時 00 分開議

○議長（高橋 邦男君） 皆さん、おはようございます。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の日程は、配布のとおりであります。

日程第 2 一般質問を行います。

通告のありました議員は、10 名であります。

これより通告順に行います。

本定例会における一般質問については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、質問事項は 2 項目以内、持ち時間は 1 人 40 分以内としておりますので、ご協力の程よろしくお願いいたします。

はじめに、7 番、澤本幹男議員。

〔7 番 澤本 幹男君 登壇〕

○7 番（澤本 幹男君） 7 番、澤本です。

2 点ほど質問をさせていただきます。

まず 1 点目でございます。奥多摩町の今後の大きな事業についてでございます。

町は、河村前町長時代に長年の懸案であった多くの課題と問題を処理しました。まず第一に、町営水道の都営一元化の実現です。それまで経常収支で一般会計からの繰出金は、年 5 千万円と赤字が続き、毎年 8 千万円以上の出資をしていました。平成 22 年 4 月 1 日に都営一元化が実現して、毎年の繰出金の削減、起債の削減、老朽化した水道管の更新と耐震性水道管への対応、新しい浄水場建設の問題等の将来負担がなくなりました。東京都の負担は、これらを含めると 100 億円以上になるのではないかと予想されます。

次は下水道事業です。平成 18 年から 10 年と多額の歳月と多額の 81 億円を掛けて行われました。

ほかには平成 23 年 6 月に西秋川衛生組合に加入して、町単独のごみ処理事業をなくしました。加入負担金は 7 億 6 千万円掛かりましたが、老朽化したクリーンセンターの施設を新規に建設すれば、工事費 30 億円掛かるところ不要となりました。

平成 25 年 5 月に秋川流域斎場組合に加入して、町民が利用の際の火葬料と利用料が安くなりました。

ほかにも多々ありますが、現在町が抱えている課題が多くある中で、最優先して多くの町民に利益を与える事業は何があるのか。南岸道路の問題や庁舎建設等の公共事業、そして、第 5 期長期総合計画の中でも少子高齢化対策が最重要課題ですが、町が考えている今

後の大きな事業は何か、お伺いいたします。

2点目でございます。OKUTAMA+についてでございます。

奥多摩日本語学校は、旧古里中学校の校舎等活用事業で事業者を募集して、事業選定委員会の決定により、(株)JELLYFISH(ジェリーフィッシュ)が経営する日本語学校として平成29年10月に開校いたしました。開校後は、卒業生を送り出しました。

しかしながら、法務省の入国管理の問題で、奥多摩日本語学校への海外からの学生の入学が難しくなり、この会社ではIT事業も行っている関係から、現在は、OKUTAMA+として宿泊施設及びコミュニティスペースの運営をしています。

このコロナ禍の中で会社として生き残るためにテレワークができる宿泊施設として、教室はテレビや映画の撮影に貸し出し等を行っています。その努力もあり、注目されてテレビや新聞で報道もされています。町でも応援するために使用料の半額に応じました。

しかし、テレワーク事業が始まって、地元の方から、車がスピードを出して走るの怖い、バーベキューの火の粉が山へ飛んでいる、不審な人がいる、夜遅くまで大騒ぎをしている、開校後、日本語学校の生徒たちと地域の人との交流が多くあったが、今は何をやっているかわからない等の話があります。

当初、選定委員会では、事業募集を行い、4件の活用応募を受けて、審査の結果、この施設が元々学校であったこと、若者が町内に定住すること、地域や児童・生徒と交流を通して国際理解が図れることから日本語学校とすることで事業者を決定した訳であり、社会情勢の変化は認めるが、現在の営業形態の(株)JELLYFISHに貸与する整合性があるのか。頑張っているOKUTAMA+の事業が継続するために下記をお伺いいたします。

1、事業選定委員会が決定したのは日本語学校の経営ではなかったのか。

2、(株)JELLYFISHとの契約に別事業を許可する契約、或いは事業内容を変更する場合の契約があるのか。契約内容の説明をいただきたいです。よろしくお願ひします。

○議長(高橋 邦男君) 師岡町長。

[町長 師岡 伸公君 登壇]

○町長(師岡 伸公君) 7番、澤本幹男議員の一般質問にお答えいたします。

はじめに、奥多摩町の今後の大きな事業についてですが、議員からは現在、町が抱えている課題が多くある中で、最優先して多くの町民に利益を与える事業は何かあるのかとの質問をいただきました。

町では、これまでに住民生活に係わる様々な課題について、先程ご説明をいただいたとおり解決を図ってまいりました。そういった中でも東京都が整備を進めております多摩川南岸道路や老朽化が進み、早期の建設が必要となっております役場庁舎の建替えは、災害に備える観点からも重要であり、整備に要する期間や事業規模等からも今後の大きな事業として位置づけております。

同時に、防災及び減災の観点からは、町内各所に設置している地域の生活館などの避難所の在り方及びその運用にあたっては、付随する事務事業を含め、住民の安全・安心のために再検討しなければならない事項であり、現在、改訂を進めております地域防災計画に基づき、ソフト、ハードの両面から災害への備えをしていかなければならないと考えております。

また、少子高齢化対策を含めた過疎対策がこれまでも、そして、これからも町にとって重要な課題であると認識しております。

国においては、昭和 45 年以来、5 次にわたり議員立法として制定された過疎法のもとで各種の対策が講じられ、町でも過疎対策事業債や補助率が嵩上げされた各種補助金を活用して、住民サービスの維持向上並びにインフラ整備等を実施してまいりました。

本年 3 月 26 日に国会で可決成立いたしました新しい過疎法は、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」という名称であり、地域の持続的発展を支援し、もって人材の確保及び育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上、地域格差の是正並びに美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的としております。

これまでの過疎法は、都市部に対する生活基盤の格差是正のためのハード事業が主な目的であり、成果も挙げてまいりました。その必要性は現在もあるものの、新しい過疎法では、都市にはない価値を更に育て、発展させるための人材の確保及び育成が掲げられました。

令和 3 年第 2 回町議会定例会では、澤本議員から、町長が考える奥多摩づくりとはについて一般質問をいただきました。私からは、役場の業務において多種多様なサービスを提供していること、次世代を担う人材を育成すること、災害に備えること、地域コミュニティを維持し、存続すること、観光立町を基盤にしながらまちづくりを進めていくことなどの答弁をさせていただきました。

また、令和 2 年の第 4 回町議会定例会では、同じく澤本議員から、町の総人口 5 千人割れを町はどのように考えているか、今後どう対応していくかについてご質問をいただき、私からは、全国の過疎地域が同じような問題や課題を抱える中、都市にはない奥多摩町固

有の価値を高めるとともに発信し、人々の新しいライフスタイルに合致するような魅力あるまちづくりを進めてまいりたいなどの答弁をさせていただきました。

これらは、先ほどご説明いたしました過疎対策や防災・減災対策にも通じるものであり、中長期的な視点に立つ中で、多くの町民に利益を与えることにも繋がっていくものと考えます。

しかしながら、これまでも申し上げてまいりましたが、令和元年台風第 19 号災害の復旧事業が現在も続くことに加え、新型コロナウイルス感染症につきましては、第 6 波が懸念される中、新たな変異株が現れ、コロナ禍が未だ収束に至らない現状におきましては、引き続き感染症対策を講じながら、目の前の住民生活を守ることが最優先となります。

いずれにいたしましても引き続き住民目線に立ち、地域の持続的発展に資するよう、また、併せて現在町で保有する施設、財産の有効活用も図りながら必要な措置を講じてまいります。

次に、OKUTAMA+についてお答えをいたします。

はじめに、1 点目の事業選定委員会が決定したのは、日本語学校の経営ではなかったのかについてですが、奥多摩中学校への統合に伴い、平成 27 年 3 月に閉校となりました古里中学校について、校舎等の建物と土地を有効的に活用し、地域の活性化及び若者の定住化を推進することを目的として旧古里中学校校舎等活用事業を実施いたしました。

当時の募集要項では、分野や事業者の区別なく、地域の振興・発展を前提とした事業を展開する事業者の皆さんからの企画提案を幅広く募集いたしますという募集の趣旨が明記されており、最初から学校関係事業者ありきの募集ではなかったことをご理解いただきたいと存じます。

従いまして、応募がありました 4 事業者につきましては、教育関係が 2 事業者であったものの、残りの 2 事業者は、産業関係の事業者でありました。

平成 28 年 3 月には応募者によるプレゼンテーションを実施し、評価項目の①として、応募者の基本項目・適応性、②として、事業計画書の堅実性、③として、収支計画書の安定・継続性、④として、地域要望への対応・貢献度について採点を行い、事業選定委員会において審査を行った結果、株式会社 J E L L Y F I S H が選定されました。

選定理由につきましては、平成 28 年 6 月に開催いただきました町議会全員協議会において第 5 期長期総合計画の達成に必要な事業が見込まれること、また、企業誘致や定住対策、或いは国際的な感覚の醸成等、町の政策と合致した旨を説明させていただきました。

このように町の目的や地域の意向に沿う形で評価の高かった事業者が、結果的に外国人

I Tエンジニアの養成に特化した日本語学校を経営する株式会社 J E L L Y F I S H だったということを認識いただきたいと存じます。

町といたしましても当時は日本語学校の運営が継続されていくものと認識しており、事実、平成 29 年 10 月に奥多摩日本語学校が開校され、以降、第 3 期生まで計 23 名の入学者を受け入れ、令和 2 年 3 月までに 20 名が国内の I T 企業に就職するなど、順調に経営がされてまいりました。

また、この間、学生は町に居住し、学生と地域住民を繋ぐイベント等も積極的に開催され、奥多摩ふれあいまつりに出店したこともありました。

しかし、令和元年の法務省出入国在留管理庁の規定変更により、在留ビザ取得が厳しくなり、奥多摩日本語学校に入学を希望する学生が事実上、入国できなくなりました。

こういった他律的な影響を受け、奥多摩日本語学校は、令和 2 年からやむを得ず休校することとなりましたが、経営会社である（株） J E L L Y F I S H は、奥多摩での事業を継続する判断を行い、令和 2 年 1 月から日本語学校と同様、旧古里中学校校舎を活用した上で OKUTAMA+ の名称でコミュニティスペースとして改めてスタートを切りました。

現在は、観光拠点としての宿泊施設、ワーケーション等、リフレッシュとリモートワークのできる仕事場としてのコワーキングスペース、そして、企業研修、ロケ撮影などで貸出し、町の魅力発信に寄与するレンタルスペースの 3 事業を中心に事業展開をしております。

こういった状況につきましては、町議会定例会等におきましても度々ご質問いただくと同時に、自治委員会議におきましても同様のご質問をいただいております、その都度企画財政課長から説明をさせていただいております。

なお、地域住民の皆様には平成 28 年 10 月から令和 2 年 2 月まで、6 回にわたる奥多摩日本語学校通信の中で、活動状況について自治会回覧及び各戸配布によりお知らせしてまいりました。また、今年の 8 月には OKUTAMA+ として回覧板を発行し、自治会配布を通じて周知を図らせていただきましたので、記憶にも新しいことと存じます。

日本語学校につきましては、国の方針変更により、当初の事業形態と現在は異なる状況になっておりますが、本質的には地域を活性化していく視点に変わりはなく、この奥多摩の地で頑張らせていただいていることをご理解いただきたいと存じます。

2 点目の株式会社 J E L L Y F I S H との契約に別事業を許可する契約、或いは事業内容を変更する場合の契約があるのか、契約内容の説明をいただきたいについてですが、株式会社 J E L L Y F I S H との契約につきましては、平成 28 年 7 月に町と締結した旧古

里中学校校舎等賃貸借契約書がございますが、これは主として賃貸借物件に関する契約で、使用の目的として「日本語学校等経営事業の目的のみに使用し、当該事業の進展と併せて地域活性化の実現に努めるものとする」という条項がございます。この条項は、基本的には日本語学校の使用を前提としておりますが、事業形態は、日本語学校に限定されない解釈となります。

このため現状のOKUTAMA+運営については、契約上問題がありませんが、そのことよりも重要なのは、「地域活性化の実現に努めるものとする」の一文であり、この点において経営主体である（株）JELLYFISHは、事業形態の変更で要する費用についても自己資金等により対応し、各種法令の許認可申請等についても自発的に行動し、問題、課題の解消を図るとともに、地域活性化の実現に努めております。

契約内容につきましては以上のとおりであります。議員からは、テレワーク事業に付随するスピードを出す車の往来、不審な人の存在、夜遅くまでの大騒ぎ、山火事の懸念等、何をやっているのか分からないというお話があるとのこと説明をいただきました。

OKUTAMA+の事業に関しましては、先程ご説明したとおりであり、地域住民への周知も行っておりますので、その旨を澤本議員からも地域の方にお伝えいただければ幸いです。

一方で、OKUTAMA+の利用者とされる苦情に関する事項につきましては、OKUTAMA+の担当者に連絡をいたしまして注意喚起を行うよう指示を行いました。OKUTAMA+の担当者によりますと、車の部分に関しては、断定はできませんが、ロケ撮影で利用する制作会社の車両の可能性について言及しており、テレワーク、ワーケーションでの利用者は、ほぼ電車を利用して訪れているとのことでした。また、夜遅くまでの大騒ぎやバーベキューの火の粉については、校舎外でのバーベキューの夕食や活動は、遅くとも夜8時までには終わらせており、バーベキューもグラウンド側の屋根付きの所定の場所で実施しているとのことですが、いずれにいたしましてもOKUTAMA+側でロケ撮影を含めた利用者に対して改めて注意喚起を行うということですので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

コロナ禍もあり、（株）JELLYFISHといたしましては、なかなか思うように事業推進が図りにくい社会経済状況ではありますが、引き続きご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋 邦男君） 澤本幹男議員、再質問ありますか。どうぞ。

○7番（澤本 幹男君） まず1点目の大きな事業については、町長にご答弁いただき、

ありがとうございました。内容については理解しました。実際、本当にコロナ禍で、非常に大きなことということは限られているかと思います。今後ともぜひ考えてお願いをしたいと思います。

2点目のOKUTAMA+についてですが、今、ご答弁をいただいた中で、澤本議員も話をしてくれと言っていますけど、ちゃんと地元には協力してくれということを行っていますから。

そして、当初、日本語学校が選定をするということで、ご答弁の中でも全員協議会で決定したという中で、趣旨として、いろんな業者が4業者に選択した中で、別に学校関係をとということで決めた訳ではないということであったんですけど、選定理由として奥多摩総合プロジェクトの定住化企業誘致ということがメインであった訳ですから、日本語学校は町にとって最大の効果があるということで決定したのではないかと、そういうふうに思います。

また、そのときも地元との非常に協力が必要だということも全員協議会の中では説明もありました。28年6月の全員協議会のときですね。そして、29年3月の全員協議会のときにも、本質的には先程ご答弁の中で変わらないけどということで、(株)JELLYFISHが日本語学校経営からほかの企業に、いろんな形態を貸しているということは、基本的には、悪い言葉で言うと又貸し部分になるかなと、そこが契約的に大丈夫なのかと。それは先程、賃貸契約については問題ないということをおっしゃいましたが、又貸しになった場合に非常に怖い部分がある訳ですよ。

先程、山火事は絶対起きないと言いますが、絶対ということが言えない時代であり、沢井のような山火事になっても困るし、また、何年前かに小河内ダムで子どもがケガして裁判で訴えられたということもある訳ですから、そういう契約事というのは大事かと思ひまして、責任の何かがあったとき、現在は(株)JELLYFISHの役員さんなり、町の担当者もずっと当初から一緒に話もわかるメンバーですけど、一世代変わった後で、そういう知り合いがいなくなったときに、何か問題が起こったときに、そういう責任の問題の所在がどうなのか。ということは、町はそういうことを全て許可して、(株)JELLYFISHがやることは全てOKなんだと。そういうことの解釈に捉えられがちなので、民間でも結局、賃貸借契約がある程度、もし何か違反した場合には、そういういろんな制限を入れるかということをやっている訳ですから、それが公が全てを(株)JELLYFISHに貸して、地域の活性化なんだから何でもやって良いこととはまた違うと思うんですよ。私は、OKUTAMA+のせつかく注目されている事業ですから、応援すべき部分はある

と思っていますし、ぜひ頑張ってくださいと思います。

実際に、結局、先程質問の中で、不審な人がいるというのは、多分場所が分からなくて、スマホで見て歩いて、そういう関係もあるし、ハイカーなのか、山登りなのか分からない部分もあるということで、不審者だということを言うんだと思うんですね。あと火の粉というのは、実際に飛んで山のほうに行ったというのを見えていますから、人が。こういうことは注意していると思っても、それは絶対大丈夫だと言えない部分もあるし、場所だってグラウンドを使ったり、結構そういうふうになっている訳ですから、それは許可の問題もあって大丈夫だと思いますけど、最近は寒い関係でバーベキューはやりませんが、夜コンビニなんか買い物に行くか知りませんが、夜遅くスピードを出して車が 11 時過ぎとか通っているという例を聞いております。

そういう意味で、再質問の 1 点目として、全員協議会でもとにかくかつて今までやった中で、地元の協力が必要だということですから、地元に対する説明会、確かに、さっきのご答弁の中でも今年の 8 月ですか、OKUTAMA+という回覧版を全部入れたと思うんです。これだけ読んで、日本語学校から変わったというのはいかがかなと。私も、ぜひ地元の人には協力していただきたいという話はしておりますけど、回覧 1 枚だけで良いものか。日本語学校の時代は、地元の人と色々なクラブやバレーボール等で皆一緒にやったり、非常に仲良く生徒とやっておりました。今は、レンタル、変な話、宿泊事業者とはそういうことはあり得ない訳ですから、そういう意味で、不特定多数の人が来るとということで、業種が違うし、日本語学校の本来の目的だった奥多摩の活性化、人口を増やすということとはちょっとかけ離れて、今現在は良いですけど、これが何年か先になったときに大きなトラブルになるのではないかと、それが心配で契約が大丈夫なのかという質問をさせていただいた訳でございます。

今、何もなければ良いんですけど、実際、先程の細かいね、車がスピード出して困るというのもあります。車がスピードを出して困るという部分については、環境整備課さんが「スピード落とせ」という看板を道路に張っていただきました。これはありがとうございました。そういうことを努力していただいているんですが、とにかく地元で説明会が必要なんではないか、その点を聞きたいと思いますし、もう一点、日本語学校の経営ではなかったかという点について、先程の選定委員のときに、私は日本学校だということで決めたという解釈でいるんですけど、日本語学校ではないというご説明をいただきましたので、その 2 点、地元の説明会をやらないのか、やるのか、2 点目として、旧古里中学校の使用は、日本語学校にするということで決定したような当初の説明でした。ほかの事業者が、

民間の会社があったかもしれないけど、奥多摩にとってはこれがベストであり、日本語学校経営ということで日本語学校に決定したと思います。日本語学校を決定する前に、栃木の日本語学校に視察に行ったりとか、地元の説明会をしたと非常に丁寧に日本語学校開校については町のほうでも対応してきました。それが何年か経って、確かに事情があつてできなくなったんでしょうけど、それが何かすり替わって、今現在は何もなくていい、あれでしょうけど、将来にわたって何かあつたときのということで、日本語学校がありきということで事業選定委員会が決定したのではないのでしょうか。

第三者委員会という話もありました。第三者委員会は、別の事業をするときに、これは違うんじゃないかと、一筆その項目を入れておいたほうが良いんじゃないかとか、そういうことはなかったんですかね。それも含めて、ちょっと長くなりましたけど、その点について再質問させていただきます。よろしくをお願いします。

○議長（高橋 邦男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 7番、澤本議員さんからの一般質問再質問につきましてお答え申し上げます。

1点目でございます。OKUTAMA+の事業が現在の状態になったということで地元に対する説明会等の意向についてはということでございます。こちらにつきましてでございますけれども、答弁の中でもOKUTAMA+と今回の件に関して若干話し合いの場を持たせていただきました。この件につきましてもOKUTAMA+のほうに地元の部分ということで、OKUTAMA+側のまずは考えはということで聞いたところなんですけども、澤本議員さんからもありましたように、奥多摩日本語学校時代に、先程、バレーの話もありましたけども、或いは子どもさんを招いて夏休み等にイベントやったりということもしていたという中で、今、ある意味、ワーケーションということで、都内とかそちらの方を対象にやっているということで、なかなか迎え入れないという中、それから、あとは一つとしてはやっぱりコロナ禍ということもありますので、なかなかその辺が積極的に進められないというお話がありました。実際には、田中社長のほうもコロナ禍がひどくならないうちに何か招いてイベントしたいというような話もあつたところなんですけども、そこはちょうど感染者数がどんどん増えていた時期でもありましたので、町のほうでもそれは今の段階では控えてくれというお話も実際にはしたところもあつたところですよ。

それは以前の話ということで、今回の件につきましては、実際OKUTAMA+のほうで鈴木君という方が責任者で若い子がやっているんですけども、この方も、田中社長も含めてということですけども、今、落ちついてきている中、ちょっと今、新しい変異株の

懸念もあるんですけども、今後、説明会というよりも、以前のように地域の方をOKU TAMA+のほうにお招きして、飲食ができるかちょっとあれなんですけど、お茶会みたいなこととか、そういうことを通して再度コミュニケーションを図りたいというような意向を持っております。

ちょっと今もまだこうやってマスクしている状況ですので、いつからというのはちょっと断言はできないんですが、そういうやっていきたいという気持ち、計画は持っておりますので、この点につきまして説明会という形ではなくて、お招きするというような形で進めてまいりたいということですので、1点目はご理解をいただきたいと思います。

それから、2点目です。日本語学校事業選定したというところで、その経過というか、目的の部分と申しますか、旧古里中の校舎を使うということで学校のほうで日本語学校に落ちついたのではないかということのような質問かと思います。いろいろ資料を返してみますと、澤本議員さんおっしゃられるように、栃木の学院のほうにも皆さんで視察に行っていたりということで、(株)JELLYFISH、会社そのものがどうなのかというところも含めてご審議していただいた中で、最終的に決定を見たというところもあろうかと思います。

答弁、しゃべり方というか、文言の部分もありますので、なかなかちょっと捉え方が難しい部分もあろうかと思いますが、いずれにしてもプロポーザルというか、プレゼンテーション方式で4事業者が提案をしていただいて、そこに得点を付けてということで決まったという客観的なことでは決めています。

ただ、その点数が最終的に高かったということと、奥多摩創造プロジェクトに合致するという部分のお話もありましたけども、それがより一番近いのが(株)JELLYFISHの奥多摩日本語学校であったということが客観的な事実かなというところであります。この辺は解釈の部分があるんですけども、最終的決定としては、奥多摩日本語学校だったということであって、その決定がそれありきとか、旧古里中の学校の校舎だったからそっちに行ったということだけではない、要素の一つとしてはあるかもしれませんが、トータルで客観的に採点等を行った上での選定結果であったというところでご理解をいただければ幸いです。

それから、第三者委員会のお話もありました。これも(株)JELLYFISH、日本語学校を立ち上げていく中で、そういったことも必要になるかどうかということで、全員協議会の中でも確かにお話をさせていただいて、文言も残っている状況だと思います。

ただ、実際にそれをやっていくのにそういうノウハウの部分であるとか、それが欠けて

いたということも反省材料としてはございまして、現在までそれについては実行をしていないという状況であります。

先程お話の中で、いわゆる又貸しの部分ということで、今は良いけど、将来的に何かあったら、それこそ町のほうに、いわゆる責任が課されてしまうんじゃないかというご心配をいただいております。契約書の内容の中で禁止条項という条項がありまして、いわゆる第三者に譲渡転貸に関してというところで、これ基本的に禁止です。ただし、今みたいに教室貸すとかいうのもそうですけれども、その場合は、町側に事前に書面による承諾を得れば可能ということになっていますので、現状として、いわゆる言い方悪いですけど、野放しでやっている状況ではなくて、町に事前に書面でこういうことを進めていきますという話し合いの上で、町が了承して進めていくと。また、その大前提としては、地域の活性化の実現に努めるということもありますので、そこをトータル的に判断させていただいた上で、大きく外れるようなものはそれは当然、町としても認めませんが、現状の範囲においては、そこを逸脱するものではないという認識をさせていただいているという中で、こういった事業についても承認しているというところがございます。

いずれにいたしましても、本当に国の方針の変更であったり、コロナ禍ということで、非常に事業者自体も、それから私たち町、或いは地域の住民の方につきましても、想定外という言葉は余り良くないのかもしれないんですけども、非常に今まであり得なかったようなことがどんどん起きちゃっているという中で、ただ一方では、場合によったら、(株) J E L L Y F I S H 自体撤退するという話もなきにしもあらずという状況の中で、またそこが空校舎になっちゃって良いのかという話もある中で、そのバランスを見ながらということで、もちろん地域住民の皆さんのご迷惑にならないような形というのは大前提ですけども、その中でバランスを取りながら、町としても、いろいろな物事を見極めて判断させていただきながら、地域とより良い関係を築いていきたいというふうに考えておりますので、ぜひご理解のほうよろしくお願ひしたいと思ひます。

ちょっと話があちこち飛んでしまって申し訳ないんですけど、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（高橋 邦男君） 澤本幹男議員、あと2分程しかないんですけど、何かあれば。

○7番（澤本 幹男君） 時間のほうもないんで、何回か言いますが、OKUTAMA+の事業が上手く進むための話ですので、もちろん(株) J E L L Y F I S H が撤退という先程課長の説明ありますが、それは分かりませんが、とにかくいろんな問題が後顧の憂いにならないように、そういう契約の問題とかも含めて、今、この人たち、役員さんが

いるから、我々知っている人がいるからいいという問題でないと思いますし、どんどん勝手に進まないように監視したり、委員会や第三者の目できちんと見たり、実際苦情が起こっているということは、それに対応できていない部分がある訳ですから、そういうことをちゃんとすべきかと思います。ですから、説明については私としては納得いかない部分が、日本語学校の決定についてのことがありますけど、時間の関係で一般質問は終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、7番、澤本幹男議員の一般質問は終わります。

ここで、一般質問席の清掃を行いますので、暫くお待ちください。

次に、9番、石田芳英議員。

〔9番 石田 芳英君 登壇〕

○9番（石田 芳英君） 9番、石田でございます。

私からは、1項目、木材発電、薪ストーブ活用等による町内森林資源の有効活用についてご質問させていただきます。

C O P 26 第 26 回国連気候変動枠組条約締約国会議では、2030 年代、脱石炭とし、クリーンパワーへの移行が次々と表明されました。これは、石炭火力発電を廃止し、太陽光、風力、地熱、波などのクリーンパワーによる発電への移行を意味しています。

奥多摩町でも自然が豊富で、今後、C O₂削減のために何らかの施策を検討すべきであると思われる、ここで重要になるのは、山に眠っている木材ではないかと考えます。

町は 94%が山林で、間伐などにより切られた木材は利用されず、切り捨てられている状態です。化石燃料による発電はC O₂排出が多く、諸外国から批判を受けますが、木材を燃料とした発電はC O₂排出が少なく、クリーンであり、推進すべきであると考えます。

ここで木材発電ができるのは、日本の電力システム改革の第3弾として、令和2年4月より送配電部門の分離が行われたことにより、いわゆる送配電部門の自由化でございます。そして、それ以前には第1弾として平成7年の発電部門の自由化、第2弾としては平成12年から平成28年の段階的な小売部門の自由化が既に実施されています。

この3つの電力システム改革によって現在、電気の供給に関わる3部門、いわゆる発電部門、送配電部門、小売部門は完全に分離され、大手電力会社の独占市場状態を解消し、自由な競争のもとに置かれ、供給サイドにおける電力事業の参入ができるようになりました。

一方、経済は需要と供給により生産量と価格が決まりますが、これを無視した投資はことごとく失敗しています。供給を行えば、それに見合う需要があるということはなく、需

要が存在し、それに応じた供給を行うべきであり、その発見と見極めが今後重要になってくるのかなと思います。

1点目としまして、木材発電、バイオマス発電所は、調べたところによりますと、ほぼ各都道府県にあり、地域の電力供給を担っています。木材発電推進についての町のお考えをお伺いいたします。

2点目としましては、薪ストーブは、木材の活用やCO₂削減に有効と思われ、目に見える形で自律的に実施できますが、この薪ストーブの町での普及についてお考えがあるか、お伺いいたします。

以上2点、町長のご所見をお伺いいたします。

○議長（高橋 邦男君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 9番、石田芳英議員の一般質問、木材発電、薪ストーブ活用等による町内森林資源の有効活用についてお答えいたします。

本年11月にイギリス・グラスゴーで開催された国連気候変動枠組条約第26回締約国会議COP26において、2100年の世界の平均気温の上昇を産業革命前から1.5度に抑える努力を追求し、石炭火力発電を段階的に削減することなど、グラスゴー気候合意が採択され、世界的に脱炭素への取り組みが加速するものと思われま。

資源に乏しい我が国は、エネルギーの供給のうち、石油や石炭、天然ガスなどの化石燃料が8割以上を占めており、その殆どを海外に依存している状況であります。太陽光、風力、地熱、水力、バイオマスといった再生可能エネルギーは、温室効果ガスを排出せず、国内で生産できることから、エネルギー安全保障にも寄与できる有望かつ多様で重要な低炭素の国産エネルギー源として注目されております。

こうした再生可能エネルギーのうち、木質バイオマスは、国土の約7割を森林が占める我が国にとって、地域に豊富に存在する再生可能エネルギー源であるとも言われております。

ご質問の1点目、木材発電推進について町の考えをお伺いいたしますについてでございますが、林野庁の公表資料によりますと、平成24年に再生可能エネルギー固定価格買取制度「FIT」が開始されて以降、設備認定を受けた木質バイオマス発電所は、令和2年3月末時点で全国に382カ所あり、このうち約180カ所が稼働しております。

この木質バイオマス発電は、木材チップや木質ペレットなどを燃焼させることで生じた高温高压の水蒸気によりタービンを回し、発電する方法であり、発電設備が安定継続的に

稼働していくためには燃料となる木材の安定調達が不可欠となります。

この燃料となる木材の確保については、町では、木質バイオマス推進事業により、「もえぎの湯」の木質バイオマスボイラーの燃料として活用するため、林内に横伏せされた間伐材の買い取り制度を実施しておりますが、急峻な山が多く、間伐を行っても材の搬出が難しいという課題等もあり、燃料となる木材の確保に苦慮している状況であります。

ご質問の木材発電、バイオマス発電所の推進については、燃料となる木材の確保の問題だけではなく、バイオマス発電設備や施設を建設するために多額の費用がかかることも事実であり、また、稼働後の運用コストを含めた費用対効果など、長期的な視点で事業の検討を進めていく必要がございますので、現段階では町が主体となって木材発電事業を推進していくことは難しいものと考えております。

次に、ご質問の2点目、薪ストーブの町での普及についてのお考えがあるかお伺いいたしますについてでございますが、町では、「もえぎの湯」へ木質チップボイラーを導入することを前提とした上で、平成22年度にチップボイラーの設計及び木質バイオマス活用可能性調査を行い、平成23年度に「もえぎの湯」に木質チップを利用した木質バイオマスボイラーを導入するとともに、森林資源の循環や地域活性化を図るため、木質資源循環システム構築計画を策定し、木質バイオマス推進事業を進めてまいりました。

この木質バイオマス推進事業の当面の目標として、「もえぎの湯」の木質バイオマスボイラーの1年間の消費量にあたる641 m³の木材量を確保することを目的としており、この目標が達成され、木材の安定調達が達成された後に、薪ストーブやペレットストーブといった木質バイオマスストーブの導入への補助制度や、町内のキャンプ場におけるキャンプ用の薪への活用など、木質資源の利用拡大を目指すこととしております。

しかしながら、先程も申し上げましたとおり、急峻な山が多く、間伐材の搬出が難しい状況もあり、事業開始以来、確保できる木材量は100 m³にも満たない状況が続いており、燃料となる木材の価格が依然として課題となっております。

ご質問の薪ストーブの町での普及につきましては、燃料となる木材の確保の問題や供給体制の整備など課題があることも事実ではありますが、木質資源の有効活用の一つのツールでありますので、薪ストーブのニーズの把握を行い、需要と供給のバランスを見定めながら検討してまいりたいと考えております。

○議長（高橋 邦男君） 石田芳英議員、再質問はありますか。どうぞ。

○9番（石田 芳英君） ご答弁どうもありがとうございました。ご答弁の中で、バイオマス発電は、いろいろと燃料の確保や多額のコスト等難しいということで承知いたしましたし

た。これは、国とか都が主体的にやるもので、町が独自にはちょっとできないのかな、働きかけをしていただければ良いのかなというふうに思っております。

2点目の薪ストーブの点でちょっと再質問させていただきたいと思いますが、今、木材の有効活用の一つのツールだというお話がありました。私も今年のコロナ禍の間に、うちの湊屋1階に薪ストーブを新たに設置しました。燃料は、自分の山から取れた材木や家の修繕で出た端材などです。薪ストーブは、環境に優しく、電気や灯油を使わないため非常にエコで、火の温もりが感じられる古くて新しい暖房設備かなと思います。

昨今、地球温暖化が叫ばれている中、化石燃料に依存しなく、地球環境に優しいエネルギー仕様に転換し、将来発生し得る事態を防止する必要があるのではないかなというふうに考えます。

我が国は、木材輸入に関しては南米、北米、南洋、シベリアにおける森林伐採によって地球全体の森林面積が減少しております。また、中東からの石油輸入により大きく依存していますが、これも遠くからの輸入で、輸送コストが高く、化石燃料の使用によってはCO₂排出に大きな問題となっています。地産地消と言われて久しいですけれども、まだまだ実現してないのが現状ではないかなと思います。どこかでこの地産地消への政策転換を図って、木材については輸入に頼らず、国内の森林資源の有効活用や森林自体の更新を図り、地球環境に優しい、新しい仕組みや可能性を模索するようだと思います。

これについて需要面である今後の薪ストーブ普及については何らか検討されるということですが、もし個人とか、企業が設置しやすいように助成制度とか、そういうもので普及の啓発もできるんじゃないかなと思いますけれども、この点について何かお考えがあればお願いしたいと思います。

○議長（高橋 邦男君） 観光産業課長。

○観光産業課長（杉山 直也君） 9番、石田議員さんからの再質問にお答えいたします。

薪ストーブの導入の部分でございます。こちらで個人、企業の助成制度を普及させれば、やったほうが良いのではないかなというご質問かと思っております。

町長からの答弁にもございましたが、町といたしましても木質バイオマスの推進事業を進めるということで、「もえぎの湯」のバイオマスボイラーに導入するためのチップのほうを間伐材を利用して、森林資源の循環と地域通貨による地域の活性化ということで進めているところでございましたが、先程答弁でもございましたとおり、材の確保が非常に難しいというところが課題となっているところでございます。また、農林水産振興財団のチップ工場のほうも事業撤退というところで、現在稼働していないという状況から、この循

環がストップしてしまっているというのが現状でございます。

そんな中で買い取り制度も実施している訳でございますが、実際に年間に大体 40 m³ぐらい、昨年度の実績では買い取り量が出て来ているという状況で、まず何とかこちらの部分の材の確保の問題をクリアしていきたいというところと、「もえぎの湯」のボイラーのほうも大きなお金を掛けて整備をして、今は灯油ボイラーをメインに稼働しておりまして、灯油ボイラーが何かあったときの補助的なボイラーということで、今現在、ちょっと修理のほうもしておりますけれども、故障したときの補助的な役割としてチップボイラーのほうを置いているというような状況でございます。

先程議員さんからもご質問の中でありましたとおり、需要と供給のバランスという状況で、そちらのほうの見定めながら推進をしていきたいということでお話いたしましたけれども、やはり薪ストーブ、ペレットストーブというところの助成制度を導入しても、年間に使用する薪だとか、ペレットの量をどういうふうにしていくのか、そのあたりを一緒に考えていながら、長期的にこの制度の実現を考えていかなければいけないというふうにご担当課としては考えております。

まずは材の確保の問題をクリアいたしまして、その後に「もえぎの湯」のチップボイラーが稼働実現できない可能性もございますので、新たな森林資源の活用方法等も含めて、この薪ストーブ、ペレットストーブ、或いはキャンプ場の薪の活用というところも計画の中にありますので、総合的に森林資源の活用を有効的に図れるように検討はしてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただければと思います。

以上でございます。

○議長（高橋 邦男君） 石田芳英議員、何かありますか。

○9番（石田 芳英君） どうもありがとうございました。今回、「もえぎの湯」に関しましては、いろいろと費用対効果とか、調達面とかで休止しているというお話でしたけれども、今の話は一応民間が設置して、材料の調達とかは各自が自律的に調達するというような意味合いもございますので、そういう設置さえ済めば、材料の調達というのは自分たちでできると。全て官が調達から何からやるということだとちょっと無理がありますけれども、自助努力でやっていけば、流通もだんだん整備されてくるのではないかなというふうに感じておりますので、ぜひご検討のほどお願いしたいと思います。

以上で終わります。どうもありがとうございました。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、9番、石田芳英議員の一般質問は終わります。

お諮りします。会議の途中でありますので、ここで暫時休憩にしたいと思いますので、ご異

議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋 邦男君) ご異議なしと認めます。よって、午前11時10分から再開いたします。

午前10時59分休憩

午前11時10分再開

○議長(高橋 邦男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、時間が限られていますので、再質、そして、その答弁については簡潔にお願いしたいと思います。

次に、10番、宮野亨議員。

[10番 宮野 亨君 登壇]

○10番(宮野 亨君) 10番、宮野です。

それでは、2件質問させていただきます。

小水力発電のモデル事業について(旧地域水道や漁業組合管理、池の配水、水流を利用して発電機の水車を回し、発電)を質問させていただきます。

東京都は、「2050年CO₂排出実質ゼロ」に貢献するゼロエミッション東京の実現、実施に向け、2030年までに再生可能エネルギーの利用割合を50%まで高めることを目指しています。

新聞に、地消地産を目指し、住民が主体となって会社を設立し、小水力発電を運営する全国的にも珍しい取り組みを特集した記事がありました。そこは、高齢化率が約4割の佐賀県吉野ヶ里町で、その松隈地区は、40世帯120人の住民が生活しています。高齢化率が加速する中、地区の未来のためと考え、県が実施する小水力発電のモデル事業を同地区で展開できないかと声を上げた70代の区長さん。地区の全40世帯が株主となり、一昨年、松隈地域づくり株式会社を設立し、また、県への働きかけが実り、昨年10月、松隈小水力発電所が完成した。この小水力発電所は、落差21.9mの水流を利用して水車を回し発電する。発電した電力は、一定期間、一定価格で買い取る国の固定価格買取制度、FITを活用し、20年間、九州電力に売電する。発電最大出力は30kWで、1日当たり約2万2,000円分、40から50世帯分の家庭電力に相当の電力を売電。地区の消費電力を地区の発電で賄う地消地産が可能になり、地区の未来のために残せる地元の財産となり得る。

佐賀県は、県内各地で小水力発電に適した場所を調べる調査を実施し、県内6カ所で小水力発電所の設置を検討している。また、松隈地区に成功例として、県内での再エネ普及

に繋げていきたいと意気込むとあった。町では、落差のある箇所が多いので、この取り組みは非常に有効と思う。例えば漁業組合の管轄である養魚池の配水口にクロスフロー水車を設置することにより発電が可能である。

以下質問します。

①ゼロエミッション東京の実施に向け、奥多摩町ではどのように取り組むか。

②再エネに必要な優秀な人材を確保するための有効的で環境の整った住居・定住策を考えていただきたい。

③落差の大きい沢筋や養魚池等に合った出力の違うクロスフロー水車、設置費用の一部負担を考えていただきたい。

次に、2問目の質問です。女性のデジタル人材を育てる先進的取り組みを。

政府は、2日の閣議で、2021年版の「自殺対策白書」を決定した。働く女性の自殺者は1,698人で、過去5年(1,323人)比で3割近く増加した。コロナ禍で非正規雇用の方など、女性の雇用や生活が厳しい状況に追い詰められていることが分かった。

厚生労働省は、新型コロナ感染拡大による労働環境の変化が自殺者の増加に繋がる要因の一つと考えられるとしている。また、母子世帯の約半数以上が貧困状態であると言われている実態がある。そこで重要なのが女性が自立できるスキルを身につけ、就労に繋げる支援である。

女性が高度なデジタル技術を身につけることで、育児や介護をしながらでもテレワークで働ける環境が可能となる。経済産業省でも2030年には最大79万人のIT人材が不足すると予測しており、力を入れていくとしている分野である。

今後、必要なスキルを持つ高収入の自立した女性を育てることは、女性の安心、希望にも繋がり、自治体の未来の発展に大きく関わってくると考え、以下質問いたします。

1、母子家庭や父子家庭が利用できる高等職業訓練促進給付金事業で、介護福祉士、保健師等の資格に加え、令和3年度は、デジタル人材の民間資格についても対象となったが、町民に対して周知状況と活用状況を伺う。

2、今後必要となるRPA、AI、ウェブマーケティング、プログラミング、デジタル基礎など重要となる分野に人材が少ない。IT女子の教育をオンラインで担う事業者と自治体が連携し、自立できる女性を地元で増やしている酒田市を参考に、町の取り組みを考えてみてはどうか。

3、女性の活動を推進するため、各種相談、デジタル社会に向けたセミナーやイベント、講座を開催してはどうか。

4、奥多摩町にいながらにして仕事ができる環境が整いつつある中、空家等を活用し、さらにネット環境などを充実させ、女性をはじめとする移住者が集える町として取り組むべきと考えるが、いかがか。

すみません、ちょっと姿勢を悪くしているのはマイクに口を近づけて質問していました。それでは、よろしく願いいたします。

○議長（高橋 邦男君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 10 番、宮野亨議員の一般質問にお答えいたします。

はじめに、小水力発電のモデル事業についてお答えいたします。

1 点目のゼロエミッション東京の実現に向け、奥多摩町ではどのように取り組むかについてですが、東京都は、2019 年 12 月に、未来を切り拓き、輝き続ける都市を実現する脱炭素戦略としてゼロエミッション東京戦略を策定し、気候危機に立ち向かう行動宣言を行っています。このゼロエミッション東京戦略は、6 分野、14 の施策で構成されており、気候変動適応方針、プラスチック削減プログラム、ゼロエミッションビークルの普及促進の3分野において重点的施策が必要としており、これらの実現のためには、エネルギーの脱炭素化が欠かせないとしております。

町といたしましては、現在実行中の第5期奥多摩町長期総合計画が令和6年度までの計画期間であることから、今後、次代を担う子供たちのためにも環境に対してクリーンで、地球温暖化の原因とされる二酸化炭素や大気汚染の原因となる硫黄酸化物、窒素酸化物などを排出しないクリーンエネルギーや水素エネルギーなどの積極的な利活用を念頭に、化学的な研究や技術開発の進展に注視しつつ、現在、開発が進められ、首都圏で稼働しております水素発電による動力で、二酸化炭素を排出しない燃料電池自動車、FCVなど、将来、庁用車への導入の検討を行うなど、クリーンエネルギーの有効活用について研究を進めるとともに、日常的な業務や暮らしの部分から脱炭素社会の実現による地球温暖化の防止を目指し、第6期長期総合計画の策定に向け、準備を進めてまいります。

2 点目の再エネに必要な優秀な人材を確保するための有効的で環境の整った住居・定住策を考えていただきたいについてですが、再生可能エネルギーの導入を図るうえにおきましては、個別の技術を進めることと並行し、システム設計を行うエンジニアやビジネスモデルの構築、プロジェクトマネジメントを行う人材、ファイナンス分野に長けた人材、また、地域と共生していく上では、地域の理解促進を進めるコーディネーターなど、多岐にわたる人材が必要であります。特に、再エネ導入を検討するうえでは、短期的に必要な人

材と中長期的な課題に取り組む人材に分けて各々を構造化し、育成していく視点が求められております。

地域で独自の再生可能エネルギーを導入していくためには、地域の理解促進を進めるコーディネーターが特に重要な人材となります。コーディネーターは、事業者や地方自治体とは別のコンサルタント的な立場から、事業者と住民の間に立つ人材像で、再生可能エネルギーに関する基礎知識を持ち、トラブルが発生した場合、両者の立場を理解した上で意見を聞き、調整役となる人材であります。資源は地域のものでありますので、行政が前面に出るのではなく、民間で地域の理解促進を担えるコーディネーターの存在が重要であると考えております。

近年の技術開発の進展はもとより、それを担う人材や関連知識を幅広く持つ人材育成が必要不可欠でありますので、再生可能エネルギーを地域で担う優秀な人材の発掘・誘致を図るため、業界の人材育成の状況や再生可能エネルギー市場にアンテナを張ることで情報収集に努めるとともに、再エネ技術を有する若い人材が望む住環境ニーズの把握にも努め、第5期長期総合計画の奥多摩創造プロジェクトに基づき推進しております町営若者住宅や子育て応援住宅、若者定住応援住宅などの整備事業へ、住環境に関するニーズをフィードバックすることで、魅力的で住みやすい住環境の提供を、或いは町内の空家ストックの有効活用とのマッチングについて研究・検討を進め、再生可能エネルギーに関するノウハウを有する人材の発掘・誘致を図り、町内への定住促進を進めてまいります。

3点目の落差の大きい沢筋や養魚池等に合った出力の違うクロスフロー水車、設置費用の一部負担を考えていただきたいについてですが、議員からご紹介いただきました佐賀県吉野ヶ里町松隈地区では、健全な農村であり続けることを目的として、地区を流れる田手川の一ノ瀬井堰から取水し、既存の農業用水路を活用した小水力発電を実施しており、発電所内には30kWの発電システムが設置され、発電による収益を活用し、地区内の農地、山林、水利施設の維持管理を行うことで、電力の地産地消に取り組んでいる地域でございます。

小水力発電に厳密な定義はございませんが、農業用水路や小河川など、様々な水流を利用して発電を行うもので、新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法の区分において、出力1,000kW以下の小規模な水力発電が総称して小水力発電と呼ばれております。

小水力発電のメリットは、2012年7月1日に開始されました固定価格買取制度を活用することで、発電した電力の売電が可能となり、長期にわたり投資を回収できる仕組みが構築されたことや発電時、自然環境に与える影響が軽微で、二酸化炭素を排出しないこと

などであります。

一方、デメリットとしては、水流に流れる落ち葉やごみなどを除去するメンテナンスが必要なことや、大雨などで流水量が増加した場合、発電設備が破損したり流出したりすることであるとされておりまして。

今回、議員からご提案いただきましたクロスフロー水車による小水力発電につきましては、これまで日本国内においては知名度が低く、余り注目されておりましたが、全国各地で再生可能エネルギーの開発に伴う小水力発電のニーズが増加してきていることから、近年注目度も高まり、導入例も増加している状況でございます。

クロスフロー水車の歴史は古く、20世紀初頭にオーストリアの技術者、アンソニー・ミッチェルらによって発明・製品化され、日本では貫流水車とも呼ばれている水車であります。クロスフロー水車のメリットは、水車が標準化された部品を組み合わせた溶接構造のため、低コストで短納期が可能であり、単純構造のため、メンテナンスも容易であると言われており、実用性・汎用性が高いものと理解をしております。

議員が申されますとおり、再生可能エネルギーの地産地消は、近年、日本のエネルギー業界におきまして大きなトレンドとなっておりますので、ご提案いただきましたクロスフロー水車の設置費用の一部負担につきましては、先進事例等を研究し、検討を進めてまいります。

次に、女性のデジタル人材を育てる先進的取り組みをについてお答えいたします。

1点目の母子家庭や父子家庭が利用できる高等職業訓練促進給付金事業で、介護福祉士、保健師等の資格に加え、令和3年度はデジタル人材の民間資格についても対象となったが、町民に対しての周知状況と活用状況を伺うについてですが、高等職業訓練促進給付金事業につきましては、西多摩郡の町村は、青梅合同庁舎内にある東京都西多摩福祉事務所が窓口となっております。

周知状況につきましては、西多摩福祉事務所や子ども家庭支援センターなどでのチラシの配布や、母子家庭や父子家庭が対象である児童扶養手当の現況届の用紙の郵送時に、給付金事業の掲載された「ひとり親支援ナビ」の冊子を同封してお知らせしております。

また、年に1度ですが、子ども家庭支援センターで行う西多摩福祉事務所の出張相談、ひとり親家庭の総合的な相談窓口の仕事、資格、子どもの進学、生活全般の中でもお知らせをしております。

活用状況につきましては、西多摩福祉事務所に確認したところ、令和元年度、2年度では利用者はおりませんが、令和3年度では、現在までに1件の利用が報告されております。

なお、現在、ひとり親家庭の対象者 26 人全員が就労していると町では把握をしております。町では今後も東京都と連携して、利用の促進を図ってまいります。

2 点目の今後必要となる R P A、A I、ウェブマーケティング、プログラミング、デジタル基礎など、重要となる分野に人材が少ない。I T 女子の教育をオンラインで担う事業者と自治体が連携し、自立できる女性を地元で増やしている酒田市を参考に、町の取り組みを考えてみてはどうかについてですが、山形県酒田市では平成 29 年度の酒田市民フォーラムで、日本一女性が働きやすいまちを目指す宣言を行いました。宣言文には、「少子高齢化が進み、生産年齢人口が減少する中、誰もが生き生きと働き続けることのできる環境を整えることが地方創生の根幹となります」とうたっており、「自らの意思によって働く、または働こうとする女性が、その個性と能力を十分に発揮し、その思いを叶えられるまちを目指し」と宣言の目指す方向性が示されております。

以後、酒田市では様々な取り組みをしておりますが、令和 3 年度では、酒田市女性活躍推進懇話会からの提案の中に I T 女子の育成がございました。具体的な取り組みとしましては、酒田市産業振興まちづくりセンターを活用した推進事業で、「サンロク女子会」「よろず I T 女子育成等によるネットワーク化」「スキルアップの推進」など、女性のチャレンジ支援、意識啓発が進められております。

議員からもございましたように、日本では新型コロナウイルス感染症拡大の影響が女性の雇用、所得環境にも大きな打撃を与えており、コロナ禍では日本のデジタル化の遅れが露呈しましたが、今後、社会経済活動のデジタル化は更に加速するものと思われま

国では「第 5 次男女共同参画基本計画—全ての女性が輝く令和の社会—」と題して、令和 2 年 12 月に閣議決定いたしました。第 3 分野の地域では、地域における女性デジタル人材の育成など学び直しを推進をポイントの一つとして掲げております。

こういった状況の中、I T スキルを習得することがキャリアに与えるメリットも大きいと思われ、加えて I T 分野の仕事は、比較的、結婚・出産といった女性のライフイベントにも寄り添った働き方がしやすいと言われており、リモートワーク等自宅で働く選択も可能となってきております。

町といたしましても酒田市のような取り組みを参考に、この町でも取り入れられる部分はないか研究してまいりたいというふうに思っております。

3 点目の女性の活動を推進するための各種相談、デジタル社会に向けたセミナーやイベント、講座を開催してはどうかについてですが、町では、平成 29 年度から、青梅市主催の事業に町が協力するという形で自治体連携を行い、青梅商工会議所に事業を委託し、女

性活躍推進事業を継続実施しております。

この事業は、デジタルに特化したものではありませんが、折しもコロナ禍である現在、オンライン講座形式で、女性のためのビジネススクールが開催されております。

なお、令和2年度からは、町役場の主任・主事クラスの女性職員が受講しており、町といたしましても女性リーダーの育成に資するようバックアップを続けてまいりたいと考えております。

4点目の奥多摩町にいながらにして仕事ができる環境が整いつつある中、空家等を活用し、更にネット環境などを充実させ、女性をはじめとする移住者が集える町として取り組むべきと考えるが、いかがかについてですが、町内におきましては、テレワークの一種とも言えるワーケーションという形で、まずは関係人口の増加を図る目的で事業展開を行っている事業者として、旧古里中学校校舎を活用しているOKUTAMA+があり、町外から訪れている利用者の中には、空家を紹介してほしい等の声も増えてきているとの報告がございます。

生産年齢人口が減少傾向にある町といたしましても、確かな移住者の増加に繋がるよう、引き続き民間事業者や関係機関等と連携を図るとともに、女性が移住したくなるような魅力あるまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

○議長（高橋 邦男君） 宮野亨議員、再質問はありませんか。どうぞ。

○10番（宮野 亨君） 前向きな答弁、大変にありがとうございました。私、この一般質問を書いた後、また、テレビ放映が、水力発電の放映があったので、少しだけ紹介させてもらいます。

11月13日、BS朝日「バトンタッチSDGs」で、小水力発電のクロスフロー水車を使った未来のため使いたい、CO₂を排出しないという形で、それに取り組んだ日本中に小さな水力発電所を造るために挑戦している井上さんという方の70歳の人の挑戦のテレビ放映がありました。

ポイントとして、山を流れる水は尽きることのない日本の資源、知識と経験がなくても小水力発電所は造れる。自然を再生させる小水力発電ということでテレビ放映がありました。その中で、小水力発電は、電気と元気を作る、これは高齢化社会の人たちの生きがいというか、水道タンクのごみの掃除だとか、そのくらいのことは多少、後々自分ところの電気がただでということはないけども、かけた分が回収されて、ただでつくようになると、また少し魅力を感じて、ごみや水流調整なんかは率先してやってくれると。また、町が元気になると思いますので、ぜひこれをやっていただきたいというふうに思います。

また、最近、竜巻や地震等、私が考えるのは、奥多摩町だけ生き残れば良いと思います、極端なことを言うと。そこの生き残りをかけて、ある資源をしっかりと見定めて、自分たちでエネルギーを作るということを基本に置いて考えていただきたいと、このように思いますので、私のほうは5世帯から8世帯ぐらいの部落のほうで前向きに考えたいなど言う人のご提案をいただいたんで、その人と協力して実証実験をして考えて、そのときは担当課の人にご相談に乗っていただきたいという要望をお願いして、一般質問を終了とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（高橋 邦男君） 答弁はよろしいですね。

○10番（宮野 亨君） 結構でございます。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、10番、宮野亨議員の一般質問は終わります。

ここで、一般質問席の清掃を行いますので、暫くお待ちください。

次に、5番、木村圭議員。

〔5番 木村 圭君 登壇〕

○5番（木村 圭君） 私からは、遊歩道の整備について質問させていただきます。

氷川溪谷遊歩道は、奥多摩ふれあい森林浴コースにも含まれ、観光客の散策コース、そして、地元の人の散歩コースとして多くの方に親しまれています。

しかし、この遊歩道の北の入り口である北氷川橋近くの法面が台風19号の豪雨により大きく崩落いたしました。今年度に法面の復旧工事を行い、来年度に遊歩道は復旧することとしています。

現在、遊歩道は、北氷川橋と氷川大橋間が、この崩落で台風が起きた令和元年から3年余り通行止めとなっております。この遊歩道は、利用がなかったため、大変荒れております。歩道柵の破損や歩道面が一部亀裂、段差、湧水、そして、太い木の枝、幹が横たわっております。これらは来年度の工事終了、遊歩道の開通に合わせて整備する計画であると思っております。

氷川大橋から日原川上流を見ると、兩岸の木が大きくなり、枝が張り出し、水面が見えなくなっておりますが、冬場の今日現在では、トチノキですとか、或いはモミジの落葉によって今日現在は非常によく見えております。春先から秋口までは、ほとんど水面が見えないというような状況であります。

また、この遊歩道に限らず、周りの木が大径木になり、木の枝が落ちてきて危ないとの通報があります。観光立町を標榜する町としては、遊歩道を利用する人々の安全確保と景観維持のため、空師などにより遊歩道周辺の樹木の適切な管理が必要と考えますが、町の

お考えを教えてください。

以上です。

○議長（高橋 邦男君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 5番、木村圭議員の一般質問、遊歩道の整備についてお答えいたします。

町のハイキングコースは、奥多摩駅周辺を手軽に散策できる奥多摩ふれあい森林浴コース、鳩ノ巣溪谷や白丸ダムなど溪谷美を堪能できる大多摩ウォーキングトレイル、森林セラピーロードに認定されている香りの道登計トレイル、奥多摩むかし道、奥多摩湖いこいの路、鳩ノ巣溪谷遊歩道、百尋ノ滝探勝路の5つのロードなど、手軽な散策から本格的な登山まで、時間や脚力に合わせて選べるハイキングコースがあります。

中でも氷川溪谷遊歩道を含む奥多摩ふれあい森林浴コースは、奥多摩駅を起点として20分程度の散策から2時間、3時間のハイキングまで、時間やメンバーに合わせて様々なコースが選択でき、氷川小橋などの吊り橋を渡れたり、川遊びもできる人気のコースとなっております。

しかしながら、議員からのご質問にありましておおり、令和元年東日本台風、台風第19号の豪雨の影響により、氷川溪谷遊歩道の役場駐車場対岸の法面が崩落し、現在、北氷川橋側入り口から氷川大橋下側入り口の区間を通行止めとしており、この通行止め区間においても転落防止柵の破損や倒木など、通行に影響のある箇所も一部ございます。

崩落箇所の復旧工事につきましては、令和3年第2回定例会において、契約案件としてご審議をいただき、ご決定をいただきましたとおおり、令和5年2月28日までの工期で復旧作業を進めているところであり、復旧後の遊歩道の開通に合わせ、通行止め区間の清掃や安全対策を講じる予定としております。

また、議員からご指摘がありましたとおおり、他の遊歩道沿いについても倒木や枝折れの心配がある箇所や樹木が大きくなり、景観が悪くなっている箇所などもございます。

町では、遊歩道等の適切な維持管理を行うため、一般財団法人おくたま地域振興財団へセラピーロードほかウォーキングロード等巡視業務を委託し、森林セラピーロードをはじめ、氷川溪谷遊歩道などの町内のハイキングコースを毎月1回から3回の巡視を行っており、人力ですぐに片づけられる程度の落石や倒木については、巡視の際に処理しておりますが、人力での処理が困難な落石や倒木等があった場合は、その都度速やかに報告いただき、通行止め等の安全対策を講じた上で、土地所有者、立木所有者の方のご承諾をいただ

き、森林保安員や土木事業者などにより対応しているところでございます。

また、景観が悪い箇所につきましても、東京都の補助金を活用させていただきながら、立木所有者のご承諾をいただき、現在は、むかし道を中心に景観伐採事業を実施しているところであります。

ご質問の遊歩道を利用する人々の安全確保と景観維持のため、空師などにより遊歩道周辺の樹木の適切な管理が必要と考えますが、町の考えを教えてくださいについてでございますが、空師とは、クレーンなどの重機が入れない民家やお寺などの狭い場所にある高い木を特殊な木登り技術を駆使して木に登り、枝や幹を伐る樹上作業の専門家で、全国でわずか30人ほどしかいないとも言われております。

また、重機が入ることができない川沿いや傾斜地にある遊歩道などの高い樹木の伐採についても、空師などの特殊な技術を持った職人による作業が必要となることもあります。

町の広範囲にわたる全ての遊歩道の樹木を空師などの専門家により適切に管理していただくことについては、多くの立木所有者や土地所有者からのご承諾をいただかなければならないことや、管理費用などの財源の問題など課題があることも事実でございますが、遊歩道等をご利用いただく方々が安全に安心してご利用できるよう、引き続き危険箇所等の把握を行うとともに、東京都環境局、奥多摩ビジターセンター、観光協会などの関係機関とも情報共有を図り、安全対策並びに景観維持に努めてまいります。

○議長（高橋 邦男君） 木村圭議員、再質問ありますか。どうぞ。

○5番（木村 圭君） ご答弁ありがとうございました。私も空師の作業というのを何度か見させてもらいました。そのときは大型のクレーンに乗りまして、その方が特殊なチェーンソーですか。刃の長さが2m、3m、そういうものを何本か持って、クレーンで上がって上空の幹ですとか枝を伐るといふ作業を見させてもらいました。大径木伐採は様々な国家資格があると聞いております。例えばロープワーク高所伐採技師、大規模チェーンソー取扱技術者等あります。町長おっしゃるように、資格の取得者が非常に少ないということから、作業費用も言いなりの状況で、大変費用も掛かるということは聞いておりますので、非常に大変なことだというふうに考えております。

南氷川の川沿いで、やはりクレーンを使用して大径木の上空の幹、枝の伐採を年明けからやる予定があります。なかなか費用面もありまして、個人でやるのも大変なんですけど、一応そういう計画があります。

そういうこともありますけど、樹木の成長によって大径木となった危険箇所や景観不備等の箇所の調査をして、これらの調査を早急に行つて具体的な対策を計画的にやらざるを

得ないと思うんですね。例えば人家や駅の比較的近いところを重点とか、そういうようなことによって、例えば来年の予算とかそういうのに反映するとか、そういう計画はないものかどうか、お伺いします。

以上です。

○議長（高橋 邦男君） 観光産業課長。

○観光産業課長（杉山 直也君） 5番、木村議員さんからの再質問についてお答えいたします。

人家や駅周辺の大径木等の枝を落したり、そういう部分の個人でやられる方の負担が大きいというようなことで、来年度の予算に要求があるのかどうかというようなお話かと思えます。

特に今、来年度予算要求時期になっておりますけれども、現段階で人家や駅周辺の個人の方が伐採する費用の助成というものについては、検討はまだできていない状況でございます。今、町長の答弁からもございましたとおり、景観伐採ということで、東京都の補助金を活用してむかし道をやっているところなんですけれども、そういった補助金が使えれば、何とか制度設計等はしていきたいとは思いますが、そのような人家、駅周辺に危険な部分があるか調査が必要だというようなお話もございましたので、そういった部分を含めて、東京都のほうに補助金が活用できないかどうか確認しながら、計画的に事業の設計はしていかなければならないということだと考えておりますので、ちょっと時間が掛かるかとは思いますが、調査のほうはしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高橋 邦男君） 木村圭議員、どうですか。

○5番（木村 圭君） ありがとうございます。やはり観光客の安全、或いは住民の安全というのは一番重要だと思いますので、ぜひ計画を立てて整備をしていただきたいと思います。どうもありがとうございました。よろしく申し上げます。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、5番、木村圭議員の一般質問は終わります。

ここで、一般質問席の清掃を行いますので、暫くお待ちください。

次に、4番、小山辰美議員。

〔4番 小山 辰美君 登壇〕

○4番（小山 辰美君） 4番、小山です。

それでは、2点ほど質問させていただきます。

1点目です。町新庁舎建設についてです。

現在の庁舎は、既存の建物を増改築したもので、奥多摩駅寄りの約半分については、昭和40年竣工で築56年が、残りの議場側は昭和59年に増築して築37年が経ち、庁舎の耐震性の不足や老朽化が進み、新庁舎の建設は遠い将来の話ではありません。そのため町では、平成26年度庁舎建設基金条例を制定し、27年度により積み立てを、28年度には副町長を委員長とする新庁舎庁内検討委員会を立ち上げ、新庁舎の建設に向けて動き出しています。

新庁舎建設については、まず建設用地の選定と財源の確保という大きなハードルがあります。そして、庁舎の役割は大きく、町民サービスの窓口、防災拠点という重要な役目もあります。また、建物の安全性の確保や利用者の利便性の確保、維持管理の経費についても考えなければなりません。

庁内検討委員会が発足して約6年が経とうとしておりますが、新庁舎建設に向けての取り組みなど、どの程度進展しているのでしょうか。

そこで、次の質問にお答えください。

新庁舎庁内検討委員会における検討状況と今後の見通しについて。

2点目です。ボッチャ競技の普及について。

令和3年7月から9月にかけて2020東京オリンピック・パラリンピックが開催されました。パラリンピックのボッチャ競技では、個人で金メダル、団体に銅メダルを獲得し、大変感動しました。

ボッチャ競技は、運動機能に障害がある人たちのために考案されたスポーツで、1990年代にヨーロッパから導入されたスポーツとされております。日本では1997年にボッチャ協会が設立された比較的新しいスポーツです。

新しいスポーツといえ、奥多摩町では体育協会や自治会、老人会が誰でもできるスポーツとしてゲートボール、グラウンドゴルフ、ペタンク等が盛んに行われております。ボッチャは障害者だけでなく、広く子どもたちから高齢者まで行えるスポーツだと思います。人と人との触れ合いのための、健康のためのボッチャ競技をいつでも、どこでも、誰もができるスポーツとして町では普及できるのか伺います。

2点よろしく申し上げます。

○議長（高橋 邦男君） お諮りします。会議の途中でありますが、ここで休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） ご異議なしと認めます。よって、午後1時から再開といたします。

す。

午前 11 時 56 分休憩

午後 1 時 00 分再開

○議長（高橋 邦男君） 午前中に引き続き会議を開きます。

4 番、小山辰美議員の一般質問に対する答弁から行います。師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 4 番、小山辰美議員の一般質問にお答えいたします。

なお、ポッチャ競技の普及につきましては、教育委員会の所管事項となりますので、後ほど教育長から答弁をさせていただきます。

はじめに、町庁舎建設について、新庁舎庁内検討委員会における検討状況と今後の見通しについてですが、令和元年第 2 回町議会定例会におきまして、現議長であります 11 番、高橋邦男議員から町新庁舎建設についての一般質問をいただき、当時の河村町長から答弁をさせていただいており、一部重複する答弁もあろうかと思いますが、ご了承くださいませようお願いいたします。

新庁舎建設庁内検討委員会の設置要綱は、平成 28 年 6 月に制定され、この委員会は、副町長を委員長とし、管理職で構成する組織となっており、新庁舎の建設に関して必要な事項を調査検討することを目的に設置いたしました。

平成 29 年 3 月には、企画財政課、総務課及び地域整備課の課長及び所属職員による事務レベルでの打ち合せを行い、現庁舎の現状把握を行うとともに、今後の方向性について協議を行い、令和元年度からは町の庶務規程で企画財政課が新庁舎建設に関することの所管課となりました。

企画財政課の執行体制につきましては、当初、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会への町職員の派遣終了を見込み、令和 2 年 10 月から新たに庁舎建設担当の係長職を配置する予定でありましたが、ご承知のとおり、同競技大会が 1 年延期され、町から組織委員会の派遣職員 1 名も 1 年延長とされたため、庁舎建設担当職員を配置できず、令和 3 年 4 月に主任職 1 名を配置し、事業推進を図っているところであります。

これまでに企画財政課では、建設候補地の検討や他自治体における取り組み状況等の情報収集を行うとともに、令和元年度末には、新庁舎建設調査業務委託として、職員を配置する際に必要な事務室面積や、それに基づく全体の建物及び敷地の規模などを把握する、いわゆるボリューム計画を策定しており、現在に至るまでの間、建設候補地として可能性のある地権者と複数回の協議を行っております。

財源対策の面では、庁舎建設基金が挙げられますが、庁舎建設基金条例を平成 27 年 3 月に制定するとともに、平成 27 年度から積み立てを開始しており、令和 2 年度末の同基金現在高は 9 億 5,000 万円を超える状況となっており、東京都に対しましても市町村総合交付金をはじめとする財政支援について継続してお願いをしています。

なお、新庁舎建設庁内検討委員会につきましては、現在、委員会の設置目的としている調査検討についての情報収集、整理を実務的に企画財政課で進めている段階であることから開催はしておりませんので、ご理解をいただきたいと存じます。

昨今、気候変動に起因する台風や大雨等の自然災害の多発や大地震等の懸念も年々増大しており、防災拠点施設としての役場庁舎の役割も増しております。地域住民の安全・安心を確保するためにも新庁舎の早期建設が望まれており、このことを私たちも強く認識しております。

新庁舎建設に関する具体的な計画につきましては、現段階ではお伝えできる状況にありませんが、今後、公表等が可能となった段階で議員皆様に必要な説明を行ってまいりますので、引き続きご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

○議長（高橋 邦男君） ここで、中央演台の清掃を行いますので、暫くお待ちください。若菜教育長。

〔教育長 若菜 伸一君 登壇〕

○教育長（若菜 伸一君） 次に、4 番、小山辰美議員の一般質問、ボッチャ競技の普及についてにお答えをいたします。

ボッチャは、ヨーロッパで生まれ、重度脳性麻痺者、四肢重度機能障害者のために考案されたスポーツで、赤・青のボールを 6 球ずつ投げたり転がしながら、ジャックボールと呼ばれる白い目標球にいかにか近づけるかを競うもので、障害の程度によりボールを投げるできない場合は、ランプと呼ばれる勾配具を使用することも可能な競技で、パラリンピックの公式種目となっており、全世界で 40 カ国以上に普及をしております。

教育委員会では、町民の健康増進や生涯スポーツの推進に役立たせるため、ボッチャ競技の普及を目指しまして、平成 27 年度から奥多摩町スポーツ推進員主催によるボッチャ教室を開催し、現在は、小学生を対象とした放課後スポーツ教室でのボッチャ体験や町民ボッチャ教室を実施をしております。

また、昨年度及び今年度に町民ボッチャ大会を企画いたしましたが、残念ながら、新型コロナウイルス感染症の影響により中止せざるを得なくなりました。

議員ご提案のとおり、ボッチャは、子供からお年寄り、障害者まで誰でも参加できる競

技でございますので、教育委員会といたしましても、引き続きボッチャ教室の開催やボッチャの普及啓発を行ってまいります。

また、貸し出し用のボッチャも用意してございますので、自治会や各種団体などに積極的にPRを行い、町民の健康増進にも活用してまいります。

○議長（高橋 邦男君） 小山辰美議員、再質問ありますか。どうぞ。

○4番（小山 辰美君） 町新庁舎建設について、これは質問ではございませんが、やはり、新庁舎、住民が、町の人たちが使いやすい、来庁しやすいものを考えていただきたいと思います。先程、町長の答弁では、検討委員会を設置はしたけれど、まだ機能はしていないとおっしゃいましたけれども、町民参加の建設検討委員会をぜひ設置していったらいい庁舎にしてもらいたいと思います。未だに役人は怖いだとか、役場は来づらいだとか、そういう人がかなりおられると思います。そういうのが払拭できるような新庁舎を目指して町民と一緒に考えてお願いしたいと思います。

2点目、ボッチャ競技、今、小学校だとか、スポーツフェスティバル、あれで紹介したりしていると思います。大会も企画はしたけれども、コロナでできなかった。今後、そういった競技を町の誰もが健康な体を作れるように、ぜひお願いしたいと思います。

一つ質問です。ボッチャ競技の指導者だとか、そういう方は奥多摩町にいらっしゃるんですか。そこら辺をお願いします。

○議長（高橋 邦男君） 教育課長。

○教育課長（新島 和貴君） 4番、小山議員のご質問にお答えします。

現在、ボッチャ競技の資格者は、1名おりましたが、有効期限が1年ということもございまして、2021年度につきましては、新型コロナウイルスの影響によって資格の講習会等に参加できず、現時点では町の関係する部局の有資格者は0名となっております。

ただし、今後、この資格につきましては初年度登録につきましては無償で行えるということもございますので、今後コロナが落ちついて、その資格が取れる状況になれば、町のほうの当然担当も含め、体育協会ですとか、スポーツ推進員さんも含めてご案内をしていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋 邦男君） 小山辰美議員、よろしいですか。

○4番（小山 辰美君） ありがとうございます。先日の11日には、立飛で東京都の小池知事も見えてやっているようです。他の市町村でもこのところ大変盛んになってきたような気がします。ぜひ奥多摩も遅れをとらずに健康なスポーツをやしましょう。よろしくをお願いします。ありがとうございました。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、4番、小山辰美議員の一般質問は終わります。

ここで、一般質問席の清掃を行いますので、暫くお待ちください。

次に、3番、相田恵美子議員。

〔3番 相田恵美子君 登壇〕

○3番（相田恵美子君） 3番、相田でございます。

私は、奥多摩町のジェンダー平等についてご質問させていただきます。

日本国憲法には第14条に次のように定めています。全ての国民は、法の下に平等であつて、政治的、経済的又は社会的関係において性別により差別してはならない。しかし、世界経済フォーラムが公表した男女格差を測る2021年ジェンダーギャップの指数では、日本は156カ国中120位で、先進国の中では最低レベルであり、日本のジェンダー平等の意識が低いことが示されています。今世紀に入り、施行された男女共同参画社会基本法から約20年以上が経ちました。

さて、奥多摩町は、平成9年度より奥多摩町女性行動計画検討委員会を立ち上げました。平成11年には「豊かさの輪は人の輪 男女の輪」をテーマに男女共同参画社会を目指す奥多摩町女性行動計画が当時の大館町長の肝いりで策定されました。私も策定委員の一人として計画に関わりました。

計画の最初には、次のように謳っています。「男は仕事、女は家庭といった社会的、文化的に作られた男女の固定的な役割分担意識が根強く残っている。男女が多様な生き方をお互いに認め合う社会を実現するためには、人々の行動や慣習の中に根強く残る性別役割分担意識に気がつき、勇気を持ってこれを変えていくことが必要である」。これは今から22年前の文言です。当時は社会教育課の中に女性職員による女性問題担当者が配置されており、自由活発な議論がされました。移住者の私には、この奥多摩町の男女参画に対する意識の高さと斬新さに、この町の明るい未来を感じたものでした。

この計画は、平成17年度より第4期長期総合計画に盛り込まれ、現在、第5期長期総合計画の基本計画の第2章、女性の元気を活かすまちづくりに組み込まれています。

奥多摩町特定事業主行動計画には、令和6年度までに係長以上の女性職員の管理職の割合を10.9%から15%以上にするという数値目標を掲げています。令和2年第1回定例会において石田議員から、女性活躍社会の推進についての一般質問がありました。その中で、男女の管理職のアンバランスについての質問の部分では、要約しますと、1、女性職員の割合が少ないこと、2、個々の事情や考え方もあり、管理職登用への受験に至っていないとの前河村町長のご答弁でありました。町民の方からも「女性の管理職がない奥多摩町

役場は、時代遅れで男性中心だ」との厳しいご意見もいただいております。

また、男性職員の育児休暇がこれまでに取得されていない実態は、家事、育児に男性が参加しづらい環境を作り出すだけでなく、今後も取得しづらい状況になるのではないかと危惧いたします。

先程、宮野議員からも一般質問でありましたけれども、このコロナ禍で、女性の人権問題、社会的地位の低さが顕在化してきました。その根底には、前述した固定的な性別役割分担を反映した慣習が未だ根強いものであり、法制度は整っても国民の実生活には浸透していない結果ではないでしょうか。

2015年の国連総会で採択されたSDGs、持続可能な開発目標の5番目に、ジェンダー平等を実現しようと盛り込まれています。現在、Me too運動や生理の貧困等、男性には理解しづらい女性の生きづらさを女性自ら発信できるようになってきました。

ジェンダー平等は人権の問題であり、LGBTQや障がいのある方、外国人労働者等、マイノリティの人権の問題もその延長線上にある大変重要な問題であります。

以上を踏まえ、以下3点ご質問させていただきます。

①男女共同参画関係施策の推進のためには、同性による女性問題担当係の復活が必要と
思います。町のお考えをお聞かせください。

②女性の管理職登用について町が工夫されている環境作りを教えてください。

③ジェンダー平等の意識の基盤は教育であります。町の教育現場でのお取り組みはどのようにされていますか。

以上3点であります。よろしく願いいたします。

○議長（高橋 邦男君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 3番、相田恵美子議員の一般質問、奥多摩町のジェンダー平等についてお答えいたします。

1点目の男女共同参画関係施策の推進のためには、同性による女性問題担当係の復活が必要です。町のお考えをお聞かせくださいについてですが、町におきましては、平成9年度から平成11年度まで、当時の教育委員会社会教育課に女性問題担当ポストを新設し、担当係長として女性職員1名を配置し、相田議員も委員として就任されておりました総勢20名、男性3名、女性17名の女性行動計画検討委員会を立ち上げ、女性行動計画の策定に向けて数多くの検討会及び部会等での議論を重ねていただき、平成11年度には「豊かさの町は人の輪 男女の輪」をテーマに「男女共同参画社会をめざす奥多摩町女性行動計

画」が策定されました。

現在は、議員からご説明がありましたとおり、第5期長期総合計画に組み込まれており、具体的な事業といたしましては、先程10番、宮野亨議員からの一般質問でご答弁いたしましたように、青梅市と自治体連携を行い、女性活躍推進事業を実施しております。また、同事業におきまして令和2年度からは、女性のためのビジネススクールに町役場の女性職員が参加している状況もご説明させていただきました。

現在、町の庶務規程では、企画財政課が男女共同参画社会の形成の促進に関することの本管課とされており、先の青梅市との自治体連携も同課で担当しております。

また、一例といたしまして、住民等に参画をいただいております奥多摩町まちづくり委員会では、7名のうち4名が女性の委員構成となっており、自発的な議論と活動が行われております。

同性による女性問題担当係の復活につきましては、限られた職員数と多岐にわたる様々な役場業務や、住民をはじめとする様々なニーズへの対応が求められている状況等を見極めた上で実現可能かどうか、行政改革検討委員会等の場において議論してまいりたいと考えますが、大事なことは、男性、女性が分け隔てなく、男女が共に活躍できる社会へ向けて取り組むことであると考えます。

国では、第5次男女共同参画基本計画において、社会全体で固定的な性別役割分担意識の解消や、無意識の思い込み（アンコンシャスバイアス）による悪影響が生じないように、男女双方の意識改革と理解の促進を図ることとしております。

まず、私たちが働く役場の職場環境において、そういった意識改革と理解の促進を図ることが重要であるのではないかと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

2点目の女性の管理職登用について、町が工夫されている環境作りを教えてくださいについてですが、令和2年第1回町議会定例会におきまして、9番、石田芳英議員からの一般質問で答弁をさせていただいており、重複する部分もございしますが、ご了承願います。

町では、令和3年4月1日から令和7年3月31日までを計画期間として、奥多摩町特定事業主行動計画を策定し、数値目標において、令和6年度までに係長級以上の女性職員の割合を令和2年4月1日時点での10.9%を15%以上にする数値目標を掲げ、女性活躍推進法に基づく情報の公表を行うなど、女性活躍社会の推進に努めております。

また、令和2年度における女性職員の各役職段階の数は、課長職（管理職）は1名で8.3%、係長職は5名で14.3%の割合となっております。令和2年度における役場内の管理職の人数及び割合は、全12名のうち、男性が11名、91.7%、女性が1名、8.3%とな

っております。また、課長補佐職9名のうち、女性は0名、係長職については26名のうち、男性は21名、80.8%、女性は5名、19.2%の割合となっております。これらの状況につきまして、役場の職員数は合計で128名ですが、男性は88名、68.7%、女性は40名、31.3%で、男性が多い職員構成となっております。

職員採用における資格基準等での男女差はありませんが、職員募集時において、町では女性より男性の応募者が多いことも要因の一つではないかと考えます。加えて、管理職登用への前段である課長補佐職の試験では、人事担当課である総務課からも選考の有資格者に対し、積極的な受験を勧奨しておりますが、各々の事情や考え方もあり、受験に至っていない状況となっております。

以上のことを踏まえまして、奥多摩町特定事業主行動計画において、仕事と子育ての両立を支援するため、6つの視点で女性職員の活躍推進のための具体的な取り組み指針を定めております。

1として、不妊治療を受けやすい職場環境の醸成では、職員が働きながら不妊治療を受けられるよう、勤務時間、休暇、その他の利用が可能な制度の周知を図る。

2として、妊娠中及び子育て中の職員に対する配慮では、職場の理解と協力が必要不可欠であり、次世代育成支援は、職場全体で取り組む課題であるという職員意識の向上を図る。

3として、育児休業等を取得しやすい職場環境の整備等については、育児休業等を希望する職員に対し、既存制度の周知徹底による職員意識の向上と取得しやすい職場環境の整備に努める。

4として、時間外勤務の縮減については、時間外勤務は公務のため、臨時または緊急の必要がある場合に行われる勤務であるという職員意識の向上や事務の簡素合理化による職場環境の整備を図る必要がある。

5として、年次有給休暇等の取得の促進については、休暇取得に対する職員の意識の向上を図るとともに、休暇の取得を容易にする職場環境の整備が必要である。

6として、職場優先の環境や固定的な性別役割分担意識等の是正のための取り組みでは、男女がお互いに協力して子育てを行う必要性を周知することなどを示しております。

いずれにいたしましても今後も引き続き、全職員の仕事と生活の調和、ワークライフバランスの実現を基本としつつ、仕事と子育ての両立を支援する職場環境を目指し、各々の事情や考え方を尊重するとともに、当町で働く女性が自分らしく活躍できる環境づくりを進めてまいりたいと考えております。

3点目のジェンダー平等の意識の基盤は教育です、町の教育現場でのお取り組みはどのようにされていますかについてですが、男女平等の理念は、憲法第14条に規定されており、また、男女共同参画社会基本法においては、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することとしております。

奥多摩町の学校教育においては、これら法令等を基本に、東京都男女平等参画基本条例に基づき、男女がお互いの違いを認めつつ、個人として尊重される男女両性の本質的平等の理念を児童・生徒に理解させる男女平等教育を推進しております。

男女共同参画に関する教育は、小学校学習指導要領や中学校学習指導要領に規定されております。

小学校では、各学年が特別の教科道徳で、友情、信頼について学び、第5学年では、家庭科で生活を支える家庭の仕事について、第6学年では、社会科で女性運動の歴史について学びます。

中学校では、各学年が特別の教科道徳で、友情、信頼、向上心、個性の伸長について学び、第1学年では、技術・家庭科で自分の成長と家族、家庭生活を、第2学年では、特別活動として職場体験を通して職業における男女共同を、第3学年では、社会科で女性運動の歴史、技術・家庭科で持続可能な家庭生活、持続可能な社会を学びます。

このように学校教育現場では授業を通して男女がそれぞれの違いを認めつつ、自分のよさを発揮し、ともに豊かな社会を築こうとする態度、男女が互いにその人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、家庭生活を営んでいこうとする態度などを育成しております。

また、児童・生徒を指導する教職員の研修体制といたしましては、西多摩郡人権教育推進委員会を設置し、瑞穂町、日の出町、檜原村と共同で人権問題を取り上げ、実践を蓄積・共有し、正しい理解と認識を深めることができる教育の推進を図っております。

○議長（高橋 邦男君） 相田恵美子議員、再質問ありますか。どうぞ。

○3番（相田恵美子君） 町長、ご答弁わかりました。ありがとうございます。

再質問3点ほどさせていただきたいと思います。

最初の1点目の部分なんですけれども、女性行動計画の推進の部分に男女共同参画社会の取り組みは、町政のあらゆる分野に直接的、間接的な課題を女性問題担当を中心に、女性施策の推進が必要であると明記されています。計画は策定よりも推進していくことに意味があると思いますし、重要であると思いますけれども、せっかく配置した担当がなくなってしまうのは、町として後退ではないかなと思いますが、その辺をお聞かせください。

2点目ですけど、青梅市との連携ということなんですけども、青梅市は、広報に男女共同参画週間、6月23日から1週間あるんですけど、毎回掲載されて啓発活動が行われていますが、奥多摩町では広報に載ることはありません。どのような啓発をされているのか、お聞かせください。

3点目なんですけども、2番目の2点目の管理職登用への制度、先程、補佐職の受験に至っていないというご答弁でありましたけれども、町は、管理職登用への制度の見直しというか、試験制度ではなくて、例えば町長の指名制度とか、そういうふうな方向では考えていらっしゃるのでしょうか。何千人という大きな自治体ではないので、この範囲だと128名の職員の方だと町長というか、課長クラスの方が、この方は管理職になれるだろうというふうな推薦というか、指名というか、そういう形でも良いのかなというふうに単純に私は思う訳ですけども、そこら辺のお考えをお聞かせいただけたらと思います。

以上その3点です。よろしく願いいたします。

○議長（高橋 邦男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 3番、相田恵美子議員さんからの再質問にお答え申し上げます。3点ございました。1点目と2点目について私のほうからご答弁申し上げたいと思います。

1点目でございます。平成11年に策定されました町の女性行動計画、この中で、推進を図るのに女性問題担当を配置してという部分の言及がございました。計画を推進するためにこういうものを作ったのに、担当を配置しないのは後退ではないかというようなご質問の内容かと思えます。

ここにつきましてですけれども、先程、町長からも答弁を申し上げたところでございますけれども、現状、長期総合計画の中に組み込んでということでご答弁もさせていただいているところでございます。答弁の中でも女性問題担当係の復活につきましてというくだりの部分で、様々ニーズに対応するという中には当然このジェンダー平等のことも含まれているという認識でいるところでございます。

そういった中で、先程、男女の職員の構成比率、それぞれ役職の比率も答弁をさせていただいているところでございますけれども、今後、町長の答弁の中にもありましたように、行革等の組織のそういう会合の部分もありますので、検討させていただきながら、実現可能かどうかちょっと重複した答弁で申し訳ないんですけども、そこで検討させていただきたいというふうに思います。よろしく願いしたいと思います。

それから、2点目でございます。青梅市と連携している事業がございますけれども、そ

の中で、国のほうが例年6月の女性参画週間の部分と思われかもしれませんが、こちらの周知をどうされているかというところでございます。

町としましては、内閣府を中心として、東京都を通じて、これは都民全体という話になってしまうんですけれども、周知をされているところでございます。町としては、現状、広報の紙面のスペースのこともあります。今後、そういうお話もいただいたところでございますので、次年度の6月という形になりますけれども、そういった部分、掲載について前向きに進めてまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（高橋 邦男君） 総務課長。

○総務課長（天野 成浩君） 3番、相田議員さんの3点目のご質問にお答えさせていただきます。

管理職の部分の試験制度についてでございますけれども、現在、課長補佐試験につきましては、筆記の部分では論文試験、また、面接試験というような形で試験を行っている現状でございます。推薦だとか指名につきましては、ご提案という形でお受けさせていただきますけれども、今の現状の制度をそのまま推進はしてまいりたいと、総務課の人事担当のほうでは考えております。

なお、管理職試験においては選考に対して積極的に勧奨しておりますけれども、過度なストレスだとか、負担を与えないように、これからも人事担当としては、その辺を十分注意しながら進めてまいりますので、ご理解をお願いしたいと存じます。

以上でございます。

○議長（高橋 邦男君） 相田恵美子議員、よろしいですか。どうぞ。

○3番（相田恵美子君） 来年の6月には男女共同参画週間の記事を載せていただけるといことで、ありがとうございます。

これからは私の意見ですので、ご答弁は要りません。

ジェンダー平等とは、男女が平等に権利と機会を持ち、意思決定に対等に参加できる状態を言います。女性行動計画の際に、大館元町長は、このようにおっしゃっていました。金魚鉢の水も古い水が半分、新しい水が半分、そのほうが金魚は元気になる。奥多摩町も地元の人と移住した人、男性も女性も偏らず融合していくことで元気になっていく。

現在、奥多摩町は、様々なメディアに取り上げられ、移住を希望される方も多くいると聞いています。実際に移住者は人口の10%を超え、若い世代も増えてまいりました。町の子育て支援策も充実し、子育て世代には大変住みやすい環境がそろっております。

しかし、その反面、町役場には女性の課長以上の管理職がゼロ、育児休暇をとった男性

がこれまでにいないという現状は、大変大きなギャップを感じているところであります。

国は、女性活躍推進、少子化対策のためにも男性の育児休暇は重要であるという方針を出しています。そして、先日の臨時国会での岸田総理大臣の所信表明の中にも、男女が希望どおり働ける社会づくり、女性の就労の制約となっている制度の見直しということを明言されておりました。

私事ですが、27年前に夫が育児休暇を取得しました。約1カ月です。多分当時の職場では初めてだったかと思います。子どもたちが成長するころには、男性が当たり前育児休暇を取れるような時代になっているだろうというふうに思っておりました。しかし、現状はほとんど変わっていないようです。

最後になりますけれども、奥多摩町は、誰もが平等に権利と機会を持ち、意思決定に同等に参加できる町となるよう、ジェンダー平等の実現に向けて一步でも進んでいくことが大切だと思いますし、どうぞ町も意識を持ってジェンダー平等に取り組んでいただけたらと思います。

以上をもちまして私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、3番、相田恵美子議員の一般質問は終わります。

ここで、一般質問席の清掃を行いますので、暫くお待ちください。

次に、8番、小峰陽一議員。

〔8番 小峰 陽一君 登壇〕

○8番（小峰 陽一君） 8番、小峰です。

それでは、奥多摩むかし道の安全対策についてで1件質問をさせていただきます。

平成20年4月に東京都で初となる森林セラピー基地の認定を受け、5つのセラピーロードを設定し、健康増進やリラックスを目的に、町内外の人たちに利用されています。その中でも自由に散策が楽しめる奥多摩むかし道は、春には桜、秋には紅葉を楽しみながら散策に訪れる人々をよく見かけます。

コースの中にある公衆トイレ、小中沢、惣岳は、非常にきれいで評判がよいと聞いております。

このコースの桧村から西久保間は、小河内ダム建設用道路として使われたものであると聞いていますが、山腹は開削されたままで切り立ち、落石が多く発生しています。これまで大きな災害のなかったことは幸いであったと思います。

町では定期的に落石受けネットの施工、点検、清掃を実施していますが、これからも継続的に実施していただくようお願いしたいところです。

このコースの中間地点には、東京都の指定天然記念物である白髭の大岩（大正 15 年 4 月指定）があり、その下には白髭神社が鎮座しています。その周辺の岩盤は、以前から比較的大きな亀裂が発生していると聞いており、地盤沈下も見られるとのことですので、地元の皆さんもこの道利用しておりますし、コースを訪れる皆さんの安全と文化財の保護のため、早急な対策が必要と思われませんが、町の所見をお伺いいたします。

○議長（高橋 邦男君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 8 番、小峰陽一議員の一般質問、奥多摩むかし道の安全対策についてお答え申し上げます。

昭和 30 年に奥多摩町が誕生した際に、観光立町を標榜して以来、町では観光を町の産業の柱として、これまで施設整備や観光客誘致のための施策を積極的に行ってまいりました。

近年のアウトドアブームや第 2 次登山ブームが到来し、町における観光客も年々増加しておりますが、これも我々の先輩たちが観光立町を精神を代々受け継ぎ、今日までに築き上げた成果であり、私もその精神を引き継ぎ、様々な観光施設の整備を推進しているところであります。

町を訪れる観光客の多くは、ハイキングや山裾でのウォーキング、サイクリング、カヌーなど、様々な形で自然を利用した体験を行い、リフレッシュしております。中でも奥多摩むかし道やセラピーロードなど、山裾でのウォーキングは特に人気があり、多くの方々が散策を楽しむ貴重な観光資源であります。

この奥多摩むかし道は、人気のウォーキングコースであるとともに、生活道路として町道に認定しており、南氷川から西久保の区間は、町道桧村羽黒線、桧村東西線、境桧村線、境梅久保線、梅久保中山線の 5 路線で、延長 7,114.2m を町道として認定し、担当課において常態的にパトロール点検を行い、道路の機能保全及び安全の確保に努めております。

議員が申されたとおり、奥多摩むかし道と呼ばれるこれらの路線は、昭和 32 年 11 月に竣工した小河内ダム建設の際、人員の輸送や資材の運搬などにも利用され、道路の川側には石積みが築造され、道路幅員が確保されておりますが、山側は、大部分の区間において切土されたままの斜面状態で、土留構造物が整備されていないことから、斜面からの土砂の流出や落石などが散見される状況であります。

町では、地域住民や観光客が通行する際の安全を確保するため、斜面が急勾配な場所や落石が懸念される場所について調査を行い、平成 7 年度から電源立地地域対策交付金を活

用し、ポケット式落石防止網の整備を継続して実施しており、桧村から西久保までの区間におきまして、これまでに延長 1,865.2m、面積では 1 万 6,851.5 m²の整備を行い、落石から利用者の安全を確保する施設整備を実施しております。

加えて、毎年 4 月には、道路上に堆積した土砂や落石の除去及び清掃作業を道路維持補修事業で行い、春から秋にかけての観光シーズンにおける安全対策を講じるとともに、週 3 回のむかし道沿道のごみ収集業務の際、収集スタッフが道路構造物の異常や斜面状態を確認し、変化を発見した場合は、担当課へ情報提供をいただくダブル監視体制での道路管理を実施しております。

また、議員が申されましたとおり、奥多摩むかし道の間地点となる町道境梅久保線の途中、山側上部には、東京都指定天然記念物の白髭の大岩と白髭神社が存在しており、その斜面下部には道路の土留擁壁として延長 10mほどの基礎コンクリートに約 3 mの高さの石積みが築造されております。

担当課において道路の土留擁壁を含む周囲一帯と白髭神社境内一帯の現場確認、調査を実施しましたところ、土留石積みや道路部分につきましては、亀裂やひび割れ、沈下等は確認されませんでした。白髭神社社殿の基礎コンクリートの一部と境内の土間コンクリートの一部に若干の亀裂が生じている状況が確認されております。

こうした亀裂の要因として考えられるのは、平成 26 年 2 月の大雪による雪崩等の影響や、亀裂部分から雨水が浸透することで、白髭神社下部の斜面が軟弱化し、地盤沈下が生じている可能性が推測されます。

今後、神社下の町道にも地盤沈下が生じる可能性は否定できませんので、定期的なパトロールによる経過観察を行い、道路及び斜面の安全確保に引き続き努めてまいります。

いずれにいたしましても奥多摩むかし道は、町を代表する大変貴重な観光資源でありますので、道路の機能保全、安全確保のため、点検や清掃、維持補修工事を実施することで、地域住民や観光客が安全で安心してご利用いただけるよう、道路の維持管理に万全を期してまいります。

○議長（高橋 邦男君） 小峰陽一議員、再質問ありますか。どうぞ。

○8番（小峰 陽一君） 質問ではありませんけど、前にも何回かこの道路については、整備を充実してほしいというような話をした覚えがあるんですが、東京都の水源の補助金ですか、あれを毎年使って、ネット張りだとかがずっと行われてきたんですけど、確か今年の予算はほかへ使ったような気がするんです。ぜひそれを継続的に使っていただいて、やはり地元の人たちの生活道でありますし、それから、コロナ禍で、むかし道に訪れる方

が多いように感じられるので、今まで落石によるケガとか大したことがなかったから良いと思うんですけど、そういう危険な所を、むかし道というのは町の中でも非常に人気が高いんだと思うんですね。ぜひケガのないような形で観光客に来ていただきたいと思いますんで、計画的に整備をお願いしたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、8番、小峰陽一議員の一般質問は終わります。

お諮りします。会議の途中でありますが、ここで暫時休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） ご異議なしと認めます。よって、午後2時10分から再開いたします。

午後1時54分休憩

午後2時10分再開

○議長（高橋 邦男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番、伊藤英人議員。

〔1番 伊藤 英人君 登壇〕

○1番（伊藤 英人君） 伊藤です。

令和3年度地域おこし協力隊募集について。

本年6月の議会でも地域おこし協力隊について質問いたしましたが、令和3年度の地域おこし協力隊について、8月の再募集に続き、11月にも再々募集が実施されました。受け入れ団体としては小河内漁業協同組合、募集人員は今回、若干名です。今回は特におためし地域おこし協力隊プログラムを導入し、当事者間の不安要素を減らせるよう取り組んでおります。年内の書類選考後、令和4年1月15日から3日間、おためし地域おこし協力隊を実施予定であります。

以下質問いたします。

1、初回募集時からの経緯と今回の応募状況、今回の募集での変更点等について教えてください。

2、任期後の就業先として、自身での起業のほかに、小河内漁業協同組合での勤務がまず想定できますが、小河内漁業協同組合独自で正職員若干名を3年後に雇用することは現実的に可能でしょうか。支障ない範囲で伺いたいと思います。

3、今年度の活動内容は、一貫して小河内漁業協同組合での運営改善、経営強化の取り

組みとしております。今回、他地区、他の活動内容等といった別の選択肢は検討していないのか。確認したいと思います。

産後ケア事業の早期実施について。

令和3年4月1日施行された改正母子保健法により、市町村には、努力義務として産後ケア事業の実施が定められ、第4次少子化社会対策大綱（令和2年5月決定）において令和6年度末を目標とする事業の全国展開が示されております。

近年では核家族化や晩婚化、若年妊娠等により、産前産後の身体的・精神的に不安定な時期に家族等の身近な人の助けが十分に得られず、不安や孤立感を抱え、うつ状態の中で育児を行う母親が少なからず存在しております。そのため母子保健法において市町村は、母親とその子の心身の状態に応じた保健指導、療養に伴う世話、育児に関する指導、相談、その他の援助といった産後ケアを必要とする出産後1年以内の母親とその子に産後ケア事業を行うよう努めなければならないとし、さらに妊産婦が少なかったり、産科医療機関等がなかったりするような自治体であっても、実施類型の選別や他の自治体との連携等により、各市町村の負担を軽減し、地域の実情に応じた事業実施も可能としております。

奥多摩町では定住促進政策により、近居する親族のいない町外や都外遠方からの若い夫婦とその子どもとで構成される世帯、いわゆる核家族の増加傾向が続くと見られます。支援を必要とする家庭が増える可能性があり、産後ケア事業の開設が急務です。また、充実した子育て支援を重要政策としており、妊娠期から子育て期に至るまでの切れ目ない支援体制の構築が必要です。

以下、質問いたします。

1、事業実施には保健師や助産師といった人員や施設の確保に大きな課題があることは明らかですが、他市町村との連携も可能とされております。奥多摩町における産後ケア事業の実施予定、計画、現状の課題等あれば伺いたいです。

2、利用上限や自己負担額、利用対象等の設定は、子育て支援充実を目指す奥多摩町においては、より拡充された内容であることが望ましく思います。現時点で産後ケア事業の想定内容に関する町独自の方針等があれば伺いたいです。

3、全国の町村等の自治体が都内民間事業者に委託し、小児科オンライン、産婦人科オンラインといった専門家への遠隔対面相談を実施する取り組みもあります。奥多摩町産後ケア事業実施にあたっての課題解決のため、近隣市町村との連携だけでなく、利用者の環境や属性も考慮して、広く柔軟に検討し、利用者の利便性に特段に配慮した方法の導入は可能でしょうか。

以上よろしく申し上げます。

○議長（高橋 邦男君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 1番、伊藤英人議員の一般質問にお答えいたします。

はじめに、令和3年度地域おこし協力隊募集についてお答えいたします。

1点目の初回募集時からの経緯と今回の応募状況、今回の募集での変更点について教えてほしいについてですが、初回募集は、令和3年7月1日採用予定として4月30日から5月20日までの期間で募集したところ、3名の方から応募がございましたが、選考結果通知後、採用予定者から辞退の申し出があったため、採用には至りませんでした。第2回の募集は、10月1日採用予定として8月6日から19日までの期間で募集を行いました。残念ながら応募者がございませんでした。その後、担当課等で募集内容の見直しについて協議を行い、第3回の募集は、令和4年3月1日採用予定として11月1日から11月30日までの期間で募集したところ、新たに3名の方から応募がございました。

今回の募集での変更点といたしましては、選考審査の過程に、おためし地域おこし協力隊制度を取り入れたことが挙げられます。このおためし地域おこし協力隊は、地域おこし協力隊として正式な活動を始める前に、受け入れ自治体で2泊3日以上地域協力活動の体験プログラムを受講していただくもので、その内容は、地域のことを知り、活動内容を体験することで、受け入れ団体、受け入れ地域及び隊員希望者とのマッチングを事前に確認することができる仕組みとなっております。

今回の選考に当たっては、第2次選考時にこの制度を活用し、2泊3日の行程で町内養魚池や管理釣場の視察、奥多摩さかな養殖センターでの研修及び地域おこし協力隊OBとの交流などのメニューを予定しており、これらの体験を通じて地域のことや業務内容等の理解度をより高めていただけるよう計画したところであります。

2点目の任期後の就業先として、自身での起業のほかに、小河内漁業協同組合での勤務がまず想定できる。小河内漁業協同組合独自で正規職員若干名を3年後に雇用することは現実的に可能か、支障のない範囲で伺いたいについてですが、小河内漁業協同組合の主な収入は、入漁料金収入や養殖事業収入であります。現時点でも正規職員を雇用することは厳しい状況にあり、他に収入源となる就業先を持っている組合役員や臨時職員等により、漁業協同組合の事業を運営している状況にあります。

地域おこし協力隊の活動経費等につきまして、任期中の3年間は、特別交付税により、国から財源措置がされるため、組合側の負担はありませんが、任期後に組合側で正規職員

として採用するためには、組合自身でその財源を確保しなければならないため、組合単体での雇用は現実的に厳しいと考えております。

本来、漁業協同組合の収入が安定し、組合単体で雇用が図られることが望ましいのですが、組合の業務については、他の仕事につきながら活動することも可能であるため、現段階では必ずしも正規職員として雇用する必要はないものと考えております。

町では、地域おこし協力隊の任期後に町内での起業及び事業承継を支援することを目的とする奥多摩町地域おこし協力隊起業等支援補助金交付要綱を制定し、任期後における起業等への支援も行っておりますので、この制度の活用も含め、小河内漁業協同組合の就業だけでなく、隊員の希望も確認しながら、また、地域の皆様のご意見等もお聞きしながら、双方にとって良い結果になるよう、検討を進めてまいりたいと考えております。

3点目の今年度の活動内容は、一貫して小河内漁業協同組合での運営改善、経営強化の取り組みとしている。今回、他地区、他の活動内容等といった別の選択肢は検討していないのか、確認したいについてですが、現在、小河内漁業協同組合は、担い手不足等により、組合の運営を継続することが難しくなっている状況にあります。担当課である観光産業課からの提案では、当該組合の運営改善と経営強化を図りたいとする考えがあると同時に、小河内地区からは引き続き隊員の派遣を求める声がございます。第2期地域おこし協力隊の活動目的といたしましては、これらのニーズに応える形で決定したものであります。このため地域おこし協力隊が地域から必要とされ、その有益性が見込まれる地域や協力隊にマッチした活動があれば、今後も地域おこし協力隊の活用を検討してまいりたいと考えております。

次に、産後ケア事業の早期実施についてお答えいたします。

1点目の奥多摩町における産後ケア事業の実施予定、計画、現状の課題等があれば伺いたいについてですが、町の近年の出生数は、妊娠届、出生通知書によりますと、令和元年度で10名、令和2年度で12名、令和3年度は現在まで8名であり、平成27年度以降、妊婦の方全員が妊婦健康診査を受診して出産されており、現在の産後ケア事業として、乳幼児及び保護者の定期的な健康診査、訪問指導、定期予防接種を計画どおり実施しております。

しかし、母親の心身が不安定な産前や産後の時期に家事や育児が困難な妊産婦を対象に、育児支援ヘルパーを派遣する育児支援家庭訪問事業がございますが、平成27年以降の利用はなく、また、社会福祉協議会で行っております有償家事援助サービス事業で母親が産前産後及び病気等で児童のいる世帯に家事等の援助をヘルパーが行うサービスもございま

すが、こちらも利用はなく、今後利用される場合でのヘルパーの確保が難しい状況となっております。

さらに母子へのケアとして、出生後 42 日以内に保健師による新生児訪問指導があり、新生児の発育・栄養等育児上重要な事項について家庭を訪問して、疾病や異常の早期発見・早期治療についての助言や母子ともに健康状態の確認及び育児上必要な情報提供を行い、安心して育児ができるよう支援しております。

また、こんにちは赤ちゃん訪問事業として、原則として生後 4 カ月までの乳児がいる全ての家庭に保健師が訪問し、育児不安や産後うつ等の様々な問題の相談に乗り、支援を行っており、その後も民生委員・児童委員協議会の主任児童委員を中心とした赤ちゃん訪問で相談に応じております。その他、母親学級（母性科）、母子健康相談は、定期開催と希望に応じて随時実施しております。

町における産後ケア事業の実施予定といたしましては、現在、母子保健担当の保健師の欠員や、コロナ禍の影響により、現状では配慮が十分に行き渡っていないことから、今後につきましては、東京都の制度である助産師の指導、相談事業などの利用促進を考えております。

他市町村との連携につきましては、母子保健担当保健師は、近隣市町村との会議などにおける情報交換や里帰り出産制度では里帰り先の市町村との連携を図っており、子供を取り巻く個別事例としてのDVや虐待、育児放棄などの様々なケースの情報共有も市町村間でも始まっております。そのことから個人情報には気を配り、関係機関と連携を図りながら実施してまいります。

現在の母子保健計画は、第 2 期子ども・子育て支援事業計画の中に、子どもや母親の健康の確保として、妊娠初期から出産にかけて各種健診や保健指導及び状況に応じた訪問指導を実施し、妊娠中の異常や疾病の早期発見、妊婦の健康維持・増進、不安の軽減を図ることになっており、産後間もなくからは保健師が継続的に母子の健康増進に関わり、育児不安等を早期に解消するとともに、児童虐待の未然防止に繋げるようになっております。

課題としては、専任の母子保健師の採用及び子育て世代包括支援センターの開設が挙げられます。

子育て世代包括支援センターとは、主に妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定や地域の保健医療、または福祉に関する機関との連絡調整を行い、母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うこ

とにより、地域の特性に応じた妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する体制を構築することを目的とする機関であり、東京都の事業も利用できるものですが、専任の母子保健担当保健師が必置となっているため、現在、当町では開設できない状況でございます。

また、母子保健のサービスを提供できる宿泊型施設やヘルパーの派遣などの民間事業者が町内には無いため、町外から事業の参入が適切に得られるかが課題ですが、事業を展開している市町村の中には、旅館、ホテルの空き部屋を利用したり、地域の病院と提携しているところもありますので、その方式等を検討し、泊りがけで対応するタイプから日帰り型など、個々の事情に応じたサービスを提供できるように考えてまいります。

しかしながら、当町は、大きな自治体に比べ、サービス事業者やマンパワーもないことから、サービスの開発に向けての動きは、とても時間が掛かるところがございます。更に困難なケースほど相談事に、「誰にも言わないで」と秘密保持を強く求められることが多くあり、その中でどのように当事者の承諾をとり、各関係者が連携して、より良い支援を行っていくかが課題となっております。

今後、産後ケアでは、多種多様の対応が求められることが増えていくと考えられますので、より良い支援をするためには幅広い社会資源にも協力をいただきながら支援をしていくことが重要だと考えております。

2点目の現時点で産後ケア事業の想定内容に関する町独自の方針等があれば伺いたいについてですが、産後ケアは、デイサービスをはじめ、多くの事業が展開されております。町といたしましては、近隣市町村の動向を注視しながら、小規模自治体として産後ケアを必要とする方の人数、町の広大な面積や財政力、社会資源の利用など、身の丈に合った事業を展開し、子ども・子育て支援事業計画の基本理念である、「まちぐるみで育てようたくましい親子」の実現に向けて、子育ての第一義的な責任は保護者にあるという基本的認識のもとに、家庭、地域、関係団体、学校行政が一体となって、更なる子ども・子育て支援の施策の中で産後ケア事業の推進をしてまいります。

3点目の課題解決のため、近隣市町村との連携だけでなく、利用者の環境や属性も考慮し、広く柔軟に検討し、利用者の利便性に特段に配慮した方法の導入は可能かについてですが、子育て政策は、過疎化による人口減少、少子高齢化が進む当町において、高齢化対策や地域コミュニティの活性化にも繋がるものであり、高齢化率が50%を超える状況となっている中、地域コミュニティ力が低下しつつある地域も見られることから、重点的に推進すべき取り組みであると考えております。

地域全体で子どもや子育てを支援し、保護者の経済的負担の軽減を図ることで、住民皆様が安心して子育てができる環境を整備することを目的に、「奥多摩町子ども・子育て支援推進条例」を制定し、現在まで様々な制度や事業の見直しを行い、全国でも有数の支援策を実施しております。産後ケアにおきましても地域間の格差も解消されるよう、課題の解決に取り組んでまいります。

議員ご指摘のとおり、出産後に母親が経験する心や体の不調は深刻なものがあり、親族や周囲の援助を得られず、孤立や不安に直面して苦しむ人も少なくありません。産後ケアでは、保健師や助産師などの専門職が悩みに向き合い、授乳の仕方などの技術的な助言にとどまらず、心身の回復を手助けし、場合によっては専門的な手当てをするよう、関係機関と協力し進めてまいります。また、コロナ禍でもあることから、町の医療機関でもオンライン診療の検討を始めております。

大切なのは、自ら悩みを訴えられない人へのアプローチであり、産後健診の制度などを通じて状態を把握することを欠かさず、初産婦、初めてお産みになった女性のみならず、若い兄弟を抱える人のフォローも求められますし、子育ての当事者として父親も支援対象にしていくことも視野に入れてまいります。

小規模な自治体ならではの、日頃からどこにどういう方がいるかという情報を確実に把握し、支援を受ける方も、支援をするほうにも産後ケアの必要性を周知して、社会との繋がりの中で、町でより良い生活ができるよう支援してまいります。

○議長（高橋 邦男君） 伊藤英人議員、再質問ありますか。どうぞ。

○1番（伊藤 英人君） ありがとうございます。

再質問したいと思います。再質問したいと思うんですけど、その前にちょっと意見を言わせていただきたい。地域おこし協力隊に関しても、この産後ケア事業に対してもそうなんですけども、結局は、最終的な目標は、定住をしてもらうというのが総務省の協力隊の目標でもあるし、奥多摩町がやっている子育て支援事業の目的でもありますので、ただ町外から町内に対して呼び込んでいる割には、その後のアフターフォローが不十分なのではないかというのがちょっと私が懸念しているところでして、つまり、いろいろとヘルパー事業などがあるにも関わらず利用者がいない、これは需要がないからではなくて、周知や告知ができていないからなのではないかなというのがあります。

協力隊に関しては、今、現役で協力隊をやっている自分の知り合い何人かに聞いてみたんですけども、やはりホームページの告知だけで、実施内容とかの実態が見えてこない、地域の実態が見えてこないような募集の仕方をしている自治体は、検討の対象にはならな

いというような感じのアドバイスを受けていますので、やはりこの告知や周知の部分でちょっと奥多摩町はハンデを負っている部分があるのではないかなと思いましたが、今後、各分野一層強化してもらうよう検討をお願いします。

再質問なんですけども、協力隊に関して3名の応募ということで、ありがとうございました。これから書類選考などは決まってくると思うんですが、応募が3名なんですけども、その前の段階として電話やメールなど問い合わせがなかったかなというのを確認させてください。

次、産後ケアのほうの再質問なんですけども、担当する保健師さんがいないということは分かりました。それ以外、募集以外に具体的な努力はされていますでしょうか。例えば今いる職員の皆様に保健師や助産師の資格を取得してもらえるように融通をする、助成をしたり、勤務時間を調整したりといった取り組みがあれば、そういったことも検討してもらいたいので、そういった努力はないのかどうか確認させてください。お願いします。

○議長（高橋 邦男君） 観光産業課長。

○観光産業課長（杉山 直也君） 1番、伊藤議員さんからの1点目の再質問のほうにお答えいたします。

応募の前に問い合わせ等があったかどうかということでございます。応募の前に実際応募された方から問い合わせの電話がありまして、ホームページ等に掲載した内容のところでご不明点等があった部分についての問い合わせがございました。その他は特段、ご質問等はなかったところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 邦男君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊池 良君） 1番、伊藤英人議員さんの再質問にお答えさせていただきます。

保健師の採用でございますが、保健師につきましては、先程、答弁もありましたとおり、欠員となっている部分がございます。公募等を行っている状況でございますが、応募等も若干あるものの、採用に至っていないのが現状でございます。

そうした意味から、また、保健師採用しても余り長くいられるということがございませぬので、今後は年齢等の要件とかそういったことも採用がなければ考えていきたいと思っております。

また、保健師につきましては、今、町内に在住しているほかのところに行っておられる保健師さん等にも声を掛け、学校時代の友人とか、その辺のところをお声掛けをしてもら

っている状況でございますが、なかなか応募に至っておりません。また、保健所さんとか、あと奥多摩の保健師で辞められた経験をした方が近隣の町村とか市のほうでも勤めている状況があります。そういった方にもお声掛けをしているところでございます。

また、保健師等の資格を取るための補助制度、こういったことは現在のところはございません。もしそういった方が出てくれば、保健師の資格が取れるようなことを検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（高橋 邦男君） 伊藤英人議員、何かありますか。

○1番（伊藤 英人君） ありがとうございます。質問はありませんが、ありがとうございます。この産後ケア事業にしても協力隊にしても、やっぱり対象の年齢層は若い方が多いので、メールや電話での問い合わせはあったということですけども、SNSとか、そういうインターネット関係で手軽に相談、問い合わせできるような体制を作っていただくのが効果的かなと思いますので、そのように提案させていただきます。

職員さんの間でもやはりアフターフォローが必要で、新たな資格を取得しようとかそういう取り組みは、職場の中で推進してあげられるような職場にお願いしたいです。

以上になります。ありがとうございました。

○議長（高橋 邦男君） 答弁はよろしいですかね。

○1番（伊藤 英人君） はい、大丈夫です。ありがとうございました。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、1番、伊藤英人議員の一般質問は終わりにします。

ここで、一般質問席の清掃を行いますので、しばらくお待ちください。

次に、6番、大澤由香里議員。

〔6番 大澤由香里君 登壇〕

○6番（大澤由香里君） 6番、大澤です。

私からは、2問質問させていただきます。

まずはじめに、特別障害者手当制度の周知と利用促進についてお伺いします。

特別障害者手当とは、精神又は身体に著しく重度の障害があり、日常生活において常時特別な介護を必要とする20歳以上の方に対して重度の障害のため、必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として月額2万7,350円の手当が支給される国の制度です。この特別障害者手当は、障害者手帳がなくても厚生労働省が示す障害程度認定基準に該当すれば対象となり、要介護4・5の方の中で対象となる可能性があります。かかりつけ医などに認定診断書を書いてもらい、認定基準のどれに当てはまるのかを示すことで特

別障害者手当の申請をすることができます。現在、奥多摩町では2名の方が受給されているようですが、2名とも障害者手帳を所持している方だということです。

高齢期要求前途共同実行委員会の2021年度高齢期要求実現を目指す前途共同行動アンケートの町の回答によりますと、町内で要介護4・5の在宅の方は、令和3年4月1日現在のデータで43人とあります。本人や配偶者、扶養義務者の所得制限はありますが、この43人、今は12月ですので、人数も変わっているかとは思いますが、この方たちの中にも、この特別障害者手当の要件を満たしている方がいるのではないかと考えます。この特別障害者手当の制度について町としてどのように周知徹底されているのか、お答えください。

次に、利用しやすい電車にと題して質問いたします。

この数年、町を取り巻くJR青梅線の動きは、駅の無人化、券売機の廃止、運行本数の相次ぐ削減など、地域住民を含めた利用者及び観光客へのサービスの低下が目立っております。

JRは民間会社であります。公共交通機関の使命を担う会社でもあり、利用者の利便性の確保、適切な利用条件の維持、そして、地域経済や社会の健全な発展の基盤の確保を図ることは、配慮すべき事項としてJR会社法の附則に明記されております。

町としてもJRの動きに対し、その都度、強く要望していただいていることと承知していますが、地域住民から再三要望の寄せられた事柄について今回質問させていただきます。

まず、古里駅の構内についてです。古里駅南口改札入ってすぐのホーム昇降階段は非常に広く、階段の高低差は少ないものの、つかまるものがないと高齢者には歩きづらいものとなっております。左側に柵がありますが、下部が浮いており、手すりの役割は果たしておりません。中央、もしくは右側に手すりを設置することを昨年来、JRに対しての要望として提出しておりますが、回答はいかがなものでしょうか。また、JRが難色を示した場合、町の責任で設置してほしいとも要望していますが、その点について町のお考えをお聞かせください。

2点目として電車の接続についてです。奥多摩から東京方面に向かう上りの接続はスムーズだが、帰りの接続が非常に悪い。部活動を終えた高校生や遠くに通う大学生などは、遅い時間になると青梅で30分以上、ひどいときは1時間近くも待たなければ奥多摩行きがない。本数を増やしてほしい、若しくは下りの接続をできるだけ待たなくていいように良くすることはできないかというご意見が多く寄せられます。朝早く出て、夜遅く帰る利用者には切実です。特にこれから寒くなりますので、少しでも改善していただきたい事柄

です。この点について町としての要望状況、JRの意向などお聞かせください。

JRについての要望は多々あるのですが、今回も1問につき3項目までということですので、あと1点質問させていただきます。

町の高校生、大学生が電車で帰って来る時には、寝てしまっていることがよくあります。終着駅の奥多摩に到着した際、寝てしまっていたら、昔は駅員さんが起こしてくれていたそうです。今は声を掛けてもらえません。奥多摩駅へ迎えに行ってもお子さんが降りて来ず、電話を掛けても応答せず、結局、眠ったお子さんを乗せたまま電車が発車してしまい、お子さんが目覚めた駅まで迎えに行くことになったという保護者の方が少なからずいます。かくいう私も何度、御嶽や青梅まで迎えに走ったか分かりません。仕事で疲れた親にとって子どもの送り迎えは一苦勞です。せめて終点の奥多摩では車両内を点検していただき、寝ている学生がいたら声掛けをしていただくよう、町としてJRに要望していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

以上ご答弁をお願いいたします。

○議長（高橋 邦男君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 6番、大澤由香里議員の一般質問にお答えいたします。

はじめに、特別障害者手当制度の周知と利用促進についてですが、特別障害者手当は、自宅などで生活する障害のある20歳以上の方が日常生活で常時特別の介護や援助が必要な場合に負担軽減のため支給される手当であります。障害の程度や申請者の所得が限度額を超える場合や、配偶者・扶養義務者の所得が限度額以上であるときは支給されません。国の制度であり、手当の認定請求及び受給資格者の手当支給事務は、青梅合同庁舎内にある東京都西多摩福祉事務所で行いますが、住民の利便性を考慮して、西多摩郡の町村の場合は、町村の福祉主管課担当窓口が新規申請の受付などを行っております。

受給対象者には介護認定で要介護4・5の方も対象となり得ますが、介護サービスを受けるために介護認定申請をされる方が殆どであることから、介護認定で要介護4以上と判定をされれば施設へ入所される方が多く、施設の種類や入所期間にもよりますが、施設入所者は、特別障害者手当の対象資格が無くなることから、特別障害者手当制度をご存じの方でも申請をされないことが現状だと考えられます。

また、議員質問の中に町内で要介護4・5の在宅の方は、令和3年4月1日現在、43名いるとございますが、この中には介護老人保健施設や軽費老人ホームなどに入所されている方、病院に長期入院中の方が多くいられると考えられ、実際に在宅で介護されている

方で特別障害者手当の対象になり得る方は20名程度と推測されます。

例を挙げますと、令和4年1月末までに介護認定の更新申請者である18名の方の中では要介護4・5の方は5名おり、そのうち4名の方は施設などの入所者で、特別障害者手当の対象となり得る在宅生活者は1名のみでありました。

特別障害者手当の申請について西多摩福祉事務所に確認したところ、この手当給付の認定は国で行うものであり、要介護4・5の方につきましても新たに医師が指定の診断書を作成し、それを参考に給付決定を判断することから、有期認定の場合は2年から3年毎に、その都度診断書を提出しなければならず、また、診断書も医療機関や診断内容により5,000円から1万円程度の自己負担が申請者に発生し、必ずしも認定されるとは限らないことから、申請にはリスクが伴うと認識されているということでありました。

特別障害者手当は国の制度であり、周知は厚生労働省や西多摩福祉事務所がホームページなどで広報しておりますので、町でも同様に、ホームページや「奥多摩の福祉サービス」の冊子でご案内をしているところでございます。

今後の周知といたしましては、制度の対象となり得る要介護認定を受けた殆どの方には、ケアマネジャー、介護支援専門員がつくこととなります。ケアマネジャーは、介護保険サービスを利用する際に必要なケアプランの作成をいたしますが、作成する際に、サービスを受ける高齢者が抱える問題点を明らかにし、自立した日常生活を送れるように支援する上での課題を把握し、また、生活困窮者には、年金や手当を調査し、その申請や生活保護申請の補助なども行いますので、ケアマネジャーから特別障害者手当の助言等を行うよう、町の介護支援専門員連絡会などで周知徹底をしてまいります。

しかしながら、特別障害者手当は必要とする本人からの申し出、意思表示により申請されることが基本となり、本人のプライバシー保護の観点からも対象者本人や家族の方に対し、積極的に申請の有無を尋ねることは慎重になるべきであると考えます。

今後は、社会情勢を注視し、国及び東京都の指導を得ながら、住民の高齢化率や生活実態などを踏まえ、様々な観点から対応に努めてまいります。

次に、利用しやすい電車についてお答えいたします。

1点目の古里駅構内の手すり設置についてですが、町では西多摩地域8市町村で構成されております西多摩地域広域行政圏協議会からJR八王子支社に対しまして毎年度要望書を提出しております。

古里駅構内の手すり設置につきましては、当該階段部分をスロープ状に改めることを含め、駅の利用者数に関係なく、高齢者、障害者に優しい駅になるよう要望を行っております。

す。JR側の回答につきましては、8市町村からそれぞれの路線に該当する駅のバリアフリー化に関しての要望が出されているため、個別の回答はいただいておりますが、一般論として、バリアフリー新法に基づき、乗降3,000人以上の駅について整備を進めているが、条件を満たさない駅は対象外で、現状では整備予定がない旨の見解が示されております。

また、JRが難色を示した場合、町の責任で実施されたいとの要望につきましては、JR所有の管理物件に町が施工等を行うことは、現実的に難しい状況であります。

このため令和3年度の要望案では、バリアフリールートでの1ルート確保の早期整備と称して、青梅線、五日市線及び八高線の3線共通の要望としまして、改めてJR側に要望を行う予定です。これは、令和元年9月に東京都都市整備局が鉄道駅バリアフリーに関する優先整備の考え方を取りまとめましたが、この中で、駅出入口からホームまで段差なく進めるバリアフリールートについて、利用客数に関わらず1ルート確保すること、また、優先整備の視点としましては、無人駅などということが明確に示されており、このことを根拠に要望を行う予定です。

現状、都内にあるJR線140駅のうち未整備は10駅ほどで、その殆どが西多摩地域の無人駅であるため、ただ今ご説明いたしました内容で改めて要望してまいりたいというふうに思っております。

2点目の下り電車の接続についてですが、青梅線での奥多摩行き待ち時間に関して運行本数の増加、若しくは接続時間の改善を図ることができないかということでございます。

この事項につきましては、青梅駅以西の利用者には青梅市民も含まれることから、青梅市も奥多摩町と同様の視点で、西多摩地域広域行政圏協議会からJR八王子支社に対して、毎年度要望書を提出をしているところでございます。

JRの見解ですが、まず運行本数の増加につきましては、現在のお客様のご利用状況から実現は難しいとのことでございます。

次に、青梅駅における奥多摩町の待ち時間についてですが、青梅駅に到着する列車と青梅駅から発車する奥多摩行きの列車の接続状況を調べたところ、立川方面から青梅駅での接続に適した下り電車に乗車していただければ、青梅駅での待ち時間は、平日及び土曜、休日ともに最大でも10分でありました。議員からございました30分以上、ひどいときには1時間近くの待ち時間というのは、こういった接続に適した下り電車に乗れなかった場合で、列車の運行間隔に起因して発生する待ち時間のことではないかと推測されます。

従いまして、青梅駅での待ち時間を最小にするためには、接続の良い下り電車に乗って

いただくことが解決策になると考えますが、実際には到着した電車にそのまま乗られてしまうことが多いかと思われ、そういった場合に待ち時間が大きくなるのではないのでしょうか。

ご利用される皆様にはそれぞれの都合もあると思われしますので、全ての方々が接続の良い列車に乗ることは難しいかもしれませんが、JRといたしましても限られた運行本数の中、適切な乗りかえ時間となるようダイヤ編成に努めている状況ですので、ご理解いただきますようお願いいたします。

3点目の奥多摩駅で寝過ごしてしまった学生への声掛けについてですが、JRによりますと、終電等を含め、車庫に入る車両であれば車両検査等を行うので、この際には寝過ごしていただける方を含め、声掛けをしているとのこと。しかしながら、それ以外の折り返し車両等では声掛けをしていないとのこと、この対応は従前から変わっていないとのこと。

私たち乗客側からしてみれば、サービスの一環として声掛け、或いは起こしてもらえればありがたいと思いますが、昨今、乗務員への暴力発生事案や乗客を起こす際に身体に触れることでトラブルにも繋がりがかねない懸念があるため、乗務員等の安全確保を含め、そういった対応となっているとのことでありますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

この長引くコロナ禍におきましてJR東日本の昨年度の決算は、昭和62年の民営化以降初めての赤字となり、その額は5,779億円で、非常に大きいものでありました。今年度は当初360億円の黒字化を計画しておりましたが、各事業で売り上げの回復が遅れていることを受け、一転して業績予想を下方修正し、最終的には1,600億円の赤字になる見通しを明らかにしております。こうした厳しい状況下におきましてもJR八王子支社では、東京アドベンチャーラインの運行や沿線まるごと株式会社の設立など、青梅線沿線の地域活性化に資する事業を展開しております。

町といたしましても引き続きJRと連携協力を図るとともに、住民目線に立ちながら、より良い関係を築いてまいります。

○議長（高橋 邦男君） お諮りします。会議の途中でありますが、ここで暫時休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） ご異議なしと認めます。よって、午後3時10分から再開いたします。

午後 2 時 59 分休憩

午後 3 時 10 分再開

○議長（高橋 邦男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

6 番、大澤由香里議員の再質問から行います。大澤議員。

○6 番（大澤由香里君） ご答弁ありがとうございました。

先程、特別障害者手当については町のホームページでも周知しているということでしたが、町のホームページでは、障害者福祉の手当、年金のページで、この特別障害者手当が紹介されています。説明としては、対象者が 20 歳以上で、身体又は精神に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の重度障害者とし、申請先は、保健福祉センター障害者福祉担当で、申請に必要な物の冒頭に身体障害者手帳又は愛の手帳の写しとあります。これでは障害者手帳を持った人しか申請できないと受け取れます。他自治体では、ホームページで各種手帳を所持していなくても申請可能である案内や、施設入所についても有料老人ホーム、軽費老人ホームなどは、この手当の対象となるなど、細かく説明しているところもあります。ご家族が要介護 4・5 の認定を受けながら、在宅で介護されている方にとって、この制度は家族を支える希望となるものです。

町では、今のところ対象者は 1 名とのことですが、今後、障害者手帳を所持している方だけでなく、在宅で介護される方にも知っていただくために、担当職員の方はじめ、ケアマネジャーさんや保健師さん、民生委員さんなどにも周知していただき、介護認定の際にも受給できる可能性のある本人や家族全員に制度を知らせていただきたいと思います。

障害者手帳の交付や更新の際はもちろん、介護保険の利用の手引きでもご案内すること、町ホームページでも各種手帳を所持していなくても申請可能である案内や、施設入所についても 3 カ月未満のショートステイや入院、グループホーム、有料老人ホーム、軽費老人ホームなどは、この手当の対象となること、生活保護を利用中の方にも支給可能であったり、障害年金と併用できること等の細かい説明を追加していただくなど、情報提供にも工夫をして、周知に万全を期していただきたいと思います。

また、この制度は認知度が低く、医師も知らない可能性があります。診断書を書く際、医師には特別な資格は必要ありません。町内の医療機関の医師にも該当する方には診断書を書いていただけるよう、この制度を周知していただきたいと思います。いかがでしょうか。

次に、JR についてです。JR 古里駅、3,000 人以上でないと整備できないということ

で、町としてはバリアフリールート of 1 ルート確保として要望するということでしたが、これは手すりをつけていただけるのでしょうか。

高齢者の方には、スロープ状になっても、つかまるものがないと歩けないということがあるみたいで、這いつくばって歩くようだという声を聞きます。スロープ状にしていただけることになっても手すりの設置をしていただけるように、ぜひ要望していただきたいと思います。

下りの接続について、下りは数多くの様々な路線から1時間に2本、若しくは45分に1本の奥多摩行きへの接続ということで、全ての接続をスムーズにすることは難しいかと思えます。

先程、町長からもご答弁ありましたように、ご意見くださった方は、1本乗り遅れたために30分から40分、長いときは50分ぐらい待たなきゃいけないという声がありました。古里の方は、待ってられないので、青梅まで迎えに行くという方もいらっしゃいます。そういう方からの要望として、せめて待つ時間は30分以内にしてほしいという声がありますので、なかなか調整するのは難しいかもしれませんが、本数を増やすことができないのであれば、30分以内に待ち時間をできるように、ぜひ調整をお願いしたいと思います。

終点での声掛けについてですけれども、昨今の社会情勢、プライバシーの問題等もあり、なかなかできないというご答弁でしたが、奥多摩駅で毎日乗る子どもの顔は多分わかると思うんですね、JRの職員さん。保護者の方からも、改札でとても親切に声を掛けてくださる職員さん、良いことなのでお名前言ってもいいかと思うんですが、原さんという方らしいんですけど、その方がいつも優しく声を掛けてくださるので、子どもたちはとても喜んで大好きだと言っているそうです。こういう人と人との触れ合いが子どもたちの地域愛にも結びつくと思いますので、ぜひ奥多摩ならではの車両内での声掛けもお願いしていただきたいと思えます。

以上、ご答弁できるものがあればよろしくお願ひします。

○議長（高橋 邦男君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊池 良君） 6番、大澤由香里議員さんの再質問にお答えさせていただきます。

特別障害者手当の関係の周知ということになります。こちらにつきましては、議員おっしゃるとおり、なかなか周知が徹底していないということが現状でございます。障害者のほうの冊子には載っているんですが、老人のほうには載っていないということで、まだまだ職員自体等も認識度が低い制度だと感じられます。そういったことで、広報面に関して

はおっしゃるとおり、今後、詳しく掲載できるように努めてまいります。

また、それ以前に、先程町長の答弁でもございましたとおり、なかなか申請しても通らない場合もあるということで、先程議員もおっしゃられましたとおり、先生とか、あと一番被介護者に関わりますケアマネジャーさん、この辺に徹底して説明をしていきたいと思っております。

私どもの保健センター内に地域包括支援センターの職員でケアマネジャーの資格を持っている職員がいて、この質問をいただきましたので、この辺の認識度を伺ったところ、やはり福祉の制度ちょっと多くあるものですから、なかなか認識のない部分もあるということで、今後、町長の答弁でもありましたとおり、ケアマネジャーの集まり、それとか余り対象者はいないと思っておりますので、こちらのほうは町のほうで対象者を調査して、ケアマネジャーのほうから伝えて、その辺を周知徹底してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（高橋 邦男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 6番、大澤議員さんからの再質問、2点目のほう、JR関係ということでお答えをいたします。

その中の1点目でございますバリアフリールート1ルート確保という要望の内容です。手すりをつけられるのかということなんですけれども、その駅ごとに様子が違うと思っておりますので、どの段階で手をつけてくれるのかというのは、まだ担保も何もなくこれから要望することなので何とも言えないんですけれども、その状況になった場合には、当然町ともやりとりがあるはずですので、そういった機会、また、今、日常的にかなりJR八王子支社とは頻りに情報連絡はとっていますので、そういうところを使ってもちょっと様子などは聞いてまいるとともに、バリアフリーにしたがゆえに危なくならないような形はそれは念頭に置きながら進めたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

それから、下りの接続の電車で乗り遅れた方のお話という実情もお聞きしました。30分以内の待ち時間というのが望ましいというところで、どうしても今、平日の日中ですと、基本的に45分間隔の電車になっていますので、仮に接続時間を30分以内にとすると、乗り継ぎの良い電車が逆に減るということも生じますし、ちょっとその辺はどっちが良いのかということと、あと、どうしても青梅―奥多摩間は、要はピストンみたいな形の運行ですけども、それが今度、青梅から立川・東京方面の接続との往復の電車にも関係してきますし、あと拝島のほうで八高線とか五日市線との連携もありますので、青梅線青梅―奥多摩間だけの都合ではなかなか難しいというのは以前からお話を伺っていますので、ただ

お話としてはそういうことがあるということで引き続きお伝えはしていきたいというふうに考えております。

それから、3番目の声掛けの関係です。今、実際、奥多摩駅、青梅駅とかもそうなんですけども、奥多摩駅の駅員さんというのは委託会社になってしまっているんですね、ステーションサービスという。その方の好意でいろいろ声掛けたり、いろいろ親しくしてもらっていると思うんですけども、さっきの車両の中の点検のほうになると、お話の様子ですと、どうしても車掌さんとかがその対応を図ったりしている部分も多いみたいです。JRの教育としては、基本的には先程町長が答弁いたしたとおりなんですけども、ただ車掌さんによっては、知っているというか、ちょっとこれ完全に乗り過ごしかなという方は好意で声を掛けている場合もあるとは言っていました。ただ、それをJRとして公に認めてやっていますということとは言えないのでということですので、ちょっとこの辺も先日、JRにお話だけはさせていただいておりますので、今後も連携を密にしながら、利用者のことを考えながらということで、町も提案してまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（高橋 邦男君） 大澤議員、よろしいですか。どうぞ。

○6番（大澤由香里君） 前向きなご答弁ありがとうございました。

特別障害者手当については周知をしていただけるということで、介護の方と障害者の関係部署の方としっかり連携をしていただいて、せつかくの国の制度ですから、該当すると思われる方には積極的に案内をしていただけるようにしていただきたいと思います。ホームページの周知についても他の自治体を参考に、具体例を示すなど、丁寧でわかりやすい周知説明をぜひお願いいたします。

JRのほうは、協議の中でいろいろ要望していただけるということで、切実な要望ですので、ぜひ奥多摩ならではのところで、表立ってはできない部分もあるかもしれないですけども、奥多摩なのでできると思いますので、内々で声掛けなどをしていただけるとありがたいと思います。

以上要望です。ありがとうございました。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、6番、大澤由香里議員の一般質問は終わります。

ここで、一般質問席の清掃を行いますので、暫くお待ちください。

次に、2番、森田紀子議員。

〔2番 森田 紀子君 登壇〕

○2番（森田 紀子君） 2番、森田です。

それでは、2問お伺いさせていただきます。

まず1問目の軽度認知障害MC Iの早期発見対策についてお伺いいたします。

日本では、高齢化の進展とともに認知症患者数も増加しています。「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」の推計では、2020年、65歳以上の高齢者の認知症有病率は16.7%、約602万人となっており、6人に1人程度が認知症有病者と言えます。

認知症を引き起こす病気には、様々なものがありますが、最も多いのがアルツハイマー病です。アルツハイマー病による認知症には、認知症になる一歩手前の段階があり、この段階を軽度認知障害、Mild Cognitive Impairment(マイルド・コミュニティブ・インペアメント)略してMC Iと呼びます。MC Iは、正常な状態と認知症の間であり、記憶力や注意力などの認知機能に低下が見られるものの、日常生活に支障をきたすほどではない状態を指します。65歳以上でMC Iの人の割合は15から25%と推定されており、MC Iであることが気づかれないままになっている人も少なくないと考えられます。MC Iになると、必ず認知症に進行するという訳ではなく、早い段階から適切な対策をとった場合、16から41%の方が健常な状態に戻る可能性があります。そのためできるだけ早期にMC Iを発見することが重要です。

師岡町長が平成26年9月議会で一般質問なさっていたように、群馬県高崎市は、通院している医療機関で認知症の診断を仰ぎ、早目の処方を行い、進行を穏やかにして在宅でより長く家族生活を送れる実践をし、介護費の負担軽減にも繋がっているそうです。また、川崎市、福井県坂井市では、血液10cc程の採取で検査できるMC Iスクリーニング検査を実施しており、坂井市ではふるさと納税を財源として検査費用を捻出しているそうです。

現在、奥多摩町では介護予防のため、数々の介護予防サービスを実施していただいておりますが、まずはMC Iの段階の方が認知症状を発症しないよう早期発見が不可欠だと考えます。

そこで質問ですが、1、現在、奥多摩町に認知症サポート医養成研修を受けた認知症サポート医はいらっしゃいますか。

2、奥多摩病院でMC Iスクリーニング検査の取り扱いはできるのでしょうか。

3、アルツハイマー型認知症の因子であるアミロイドβは、発症の20年前から脳にたまり続けていると言われております。筋肉を鍛えることによってアミロイドβを減らすIGF-1(インスリン様成長因子)というホルモンが分泌されます。今後、筋力向上トレーニングの施設を転用し、65歳以下のシニア世代でもトレーニングを受けられないでしよ

うか。

以上3点についてご答弁をお願いいたします。

次の質問ですが、町道の除雪についてお伺いいたします。昨年12月議会において澤本議員と宮野議員が一般質問で取り上げられておられました町道の除雪について再度お伺いさせていただきます。

気象庁の発表では、今年11月になってラニーニャ現象が発生したため、冬季のラニーニャ現象の発生確率は90%と予測されています。そのため今年は暖冬とはいかず、全国的に平年より気温が低くなり、降水量も多くなる可能性が高くなりそうです。同庁によると、昨年夏から今年春もラニーニャ現象の発生が続き、昨年12月から今年1月にかけては大雪になった地域もあるようです。

奥多摩町では、一般社団法人奥多摩建設業協会に除雪作業を委託していただき大変助かっていますが、除雪の優先順位が交通量の多い国道からとなっており、地域によっては除雪をしてくださる建設会社が確定していない地域もあるようです。

また、ありがたいことに、除雪指定路線以外で除雪作業に遅れが生じている地域に透析患者や通院が必要な方、或いは避難行動要支援者の方がお住まいの場合については、町が保有している除雪用重機で環境整備課の職員の皆様が直営で除雪作業を行っていただいております。しかし、こうした対象者のいない地域もあります。

更に平成10年度に各自治会での除雪作業を支援するため、エンジンつき小型除雪機を当時の21自治会に配備していただいておりますが、除雪が通勤時間までに間に合わず、国道から外れた地域にお住まいの方は、自費で除雪機を購入し、町道の除雪を自主的にしてくださっている方もおります。

町では今後ますます高齢化が進み、かつてのように地域の方々が近くの道路などの除雪をすることが困難な地域が出てまいりました。今以上に除雪作業に携わる人力が減少せざるを得ない状況になることが予想されます。

そこで質問ですが、1、昨年、澤本議員が提案なさっていた除雪機購入の半額補助につきましての制度設計の問題、或いは財源確保の問題などの検討・研究の結果をお教えてください。

2、八王子市では要綱を設け、住民の方が除雪をしてくださった場合、助成金を交付しておりますが、奥多摩町では可能でしょうか。

3、山のふるさと村でのデイサービスの事例のように、東京都建設局西多摩建設事務所奥多摩出張所の周辺の町道だけでも、東京都建設局西多摩建設事務所奥多摩出張所所有の

除雪車で除雪していただくことは可能でしょうか。

以上3点についてご答弁をお願いいたします。

○議長（高橋 邦男君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 2番、森田紀子議員の一般質問にお答えいたします。

はじめに、軽度認知症障害MC Iの早期発見対策についてお答えいたします。

1点目の現在、奥多摩町に認知症サポート医養成研修を受けた認知症サポート医はいますかについてですが、認知症患者や家族が住みなれた地域で安心して生活するための支援の一つとして、東京都が指定する病院に設置する認知症疾患医療センターが町立奥多摩病院内に設置されております。

この認知症疾患医療センターでは、認知症に関する詳しい診断、身体症状及び行動・心理症状について受け入れるほか、地域の認知症に係る専門医療機関、一般病院や精神科病院等と緊密な連携を図り、地域全体で受け入れる体制を構築しているもので、ご希望の方には病院内の相談室で電話や面談により無料で相談に応じており、相談室は、地域包括支援センター及び福祉保健課と連携を図っております。

この認知症疾患医療センターの設置には、奥多摩病院院長の井上先生が認知症サポート医の研修を平成29年度に受講しており、井上院長を中心に、町内の関係機関の職員への認知症研修も定期的に行っております。

また、町内の双葉会診療所院長の片倉先生も20年以上前に研修を受講しており、古里診療所所長の上柴先生は、認知症サポート医ではありませんが、認知症かかりつけ医の研修を令和2年度に受講していると伺っております。

認知症対策については、西多摩圏域の市町村職員や医師会加入の医療機関の医師をはじめ、介護施設の施設長や専門職員などが参加する西多摩医療圏認知症疾患医療・介護連携協議会にも奥多摩病院長、福祉保健課長、地域包括支援センターの看護師が出席し、認知症の研修や情報共有を行っており、西多摩医師会での研修会などにも奥多摩病院が参加し、認知症の発症予防や早期発見に努めております。

2点目の奥多摩病院でMC Iスクリーニング検査の取り扱いはできるかどうかについてですが、奥多摩病院では、スクリーニング検査は行っておらず、以前から長谷川式検査で診断を行っているのが現状でございます。長谷川式とは、長谷川式認知症スケールとしての認知症の簡易検査で、日本国内の多くの医療機関でも使用されている信頼性の高い評価法であり、認知症は、現代医学でも完治は難しいと言われておりますが、その兆候にい

ち早く気づいて対応していくことで認知症の発症を遅らせ、進行予防に繋がられるケースとして採用されている検査でございます。その他では、採血や頭部CT検査なども行い、これらの結果や経過をもとに診断し、必要な薬を処方しております。

その一方、MC I スクリーニング検査は、確認できる場所では、青梅市、福生市、あきる野市の4カ所の医療機関で実施しておりますが、この検査は比較的新しい検査であり、一般的なものとはなっておりません。加えて検査費用が1万円から2万円台と比較的高額であり、原則として健康保険適用もなく、また、奥多摩病院が検査委託をしている業者でもMC I スクリーニング検査を受注していますが、外部委託となり、結果判明まで2週間程度の日数が掛かりますので、奥多摩病院で実施するかどうかは今後の検討課題とさせていただきます。

3点目の今後筋力向上トレーニングの施設を転用し、65歳以下のシニア世代でもトレーニングを受けられないでしょうかについてですが、現在、町の筋力向上トレーニング施設は、福祉会館の機能訓練室でございます。この施設では65歳以上の方を対象として、運動機能の向上が必要と思われる方へ筋力トレーニングマシンの使用を取り入れた筋力向上トレーニング事業と、40歳以上の方を対象として筋力トレーニングマシンの正しい使い方を学んでいただく筋力向上トレーニング講習会となっております。利用者からは成果を確認する声を多くいただき、施設の利用者は増加傾向にあります。

また、今年度は、JR古里駅前の旧古里出張所の建物へ筋力向上トレーニング施設を設置いたしますが、この施設設置には、東京都の人生100年時代セカンドライフ応援事業補助金を見込んでおります。この補助金の交付要件には、高齢者向けの事業であり、対象年齢は区市町村で設定可能とされていることから、筋力向上トレーニング施設の利用対象者については、50歳以上のプレシニア世代から利用できるよう検討させていただいております。

住み慣れた地域でいつまでも健康で楽しく生きがいを持って暮らせるよう、認知症予防、健康づくり、介護予防に取り組みながら健康長寿を実現できるよう取り組んでまいります。

次に、町道の除雪についてのご質問にお答え申し上げます。

ご質問の1点目、昨年、澤本議員が提案なさっていた除雪機購入の半額補助につきましての制度設計の問題、或いは財源確保の問題などの検討・研究の結果を教えてくださいですが、令和2年第4回町議会定例会におきまして7番、澤本議員より、除雪機購入の半額補助についての一般質問をいただき、私からは、人口の減少や高齢化に伴い、各地域においての降雪時の除雪作業が大きな負担になっていることを認識しており、除雪機購

入の半額補助について検討・研究を進めるとともに、関係機関と連携をしながら、迅速な除雪活動を推進することで、住民皆様の安全・安心を確保してまいりますと答弁を申し上げます。

ご質問いただきました除雪機購入の半額控除制度につきましては、現在、担当課におきまして先進自治体の制度に関する研究や除雪機製造メーカーに関する調査、販売代理店に関する情報収集、また、適合機種選定のための比較検討など、調査・検討を進めるとともに、令和4年度予算編成作業においても制度の創設に向けた準備事務を進めております。

次に、2点目の八王子市では要綱を設け、住民の方が除雪をしてくださった場合、助成金を交付しておりますが、奥多摩町では可能でしょうかであります。八王子市では、令和3年度八王子市道路除雪作業補助金交付要綱を整備し、令和3年11月1日から施行しております。

この要綱では、町会（自治会）等が実施する建設機械等による除雪線作業に対し、補助金を交付することにより、降雪時における地域での自主的な除雪作業が促進されることが目的とされております。

補助の対象となる事業は市道の除雪であり、国道、都道の除雪を行う際は、それぞれ道路管理者の承認を得ていること、また、町会（自治会）等が自ら又は事業者等に要請して実施する建設機械等による除雪であることや、積雪量が概ね10cm以上の降雪に伴う除雪であることと規定されており、補助金の額は、1回の降雪に対して1回、建設機械1台1回あたり1万5,000円が限度とされております。ただ、個人による除雪や私道の除雪及び排雪のための雪運搬を行う除雪は補助対象外となっております。

この八王子市の除雪に関する補助制度は、町会（自治会）又はこれらに類する地域住民により構成された団体の皆様が、それぞれ主体的に関係機関との調整や事業者及び建設機械等の手配を行い、除雪作業を実施した際に補助される制度でありますので、人口減少、或いは高齢化が顕著な当町におきましては、こうした制度の導入は困難であると考えますが、町では令和4年度からの制度運用に向け、新たに町の実情に即した補助制度を創設する予定でございますので、ご理解をお願いいたします。

次に、3点目の山のふるさと村でのデイサービスの事例のように、東京都建設局西多摩建設事務所奥多摩出張所の近辺の町道だけでも、東京都建設局西多摩建設事務所奥多摩出張所所有の除雪車で除雪していただくことは可能でしょうかあります。道路の管理につきましては、道路法により、国道は国が、都道府県道はそれぞれの都道府県が、市町村道については、それぞれの市町村において管理することと規定されております。

降雪時の除雪作業は、道路機能を確保し、安全な交通環境を提供するため実施されるもので、国道、都道府県道、市町村道それぞれの道路管理者の責任において実施されております。また、法律の規定により、国道、都道府県道、市町村道、それぞれの道路管理者は、管理対象以外の道路について道路の機能管理を行うことはできませんので、議員が申された西多摩建設事務所奥多摩出張所の近辺の町道の除雪につきましては、町が行う除雪作業で対応してまいります。

いずれにいたしましても引き続き関係機関と連携しながら、迅速な除雪作業を推進することで住民皆様の「安全」、「安心」を確保してまいります。

○議長（高橋 邦男君） 森田紀子議員、再質問ありますか。どうぞ。

○2番（森田 紀子君） ご答弁ありがとうございました。

道路法によって国道、都道、市町村道がそれぞれの管理対象となっていること、承知いたしました。

あと除雪機のことでお伺いしたいんですけども、平成10年度に各自治会に除雪作業を支援するため、除雪機を配備していただいておりますが、平成10年から既に23年が経っており、故障や経年劣化なので使えない除雪機があると伺っています。現在、幾つの自治会で稼働可能な除雪機を所有しているのか、もし分かったら教えてください。

あと奥多摩病院で井上院長、また、双葉会の片倉先生、古里診療所の上柴先生などが認知予防医療に関することを熟知なさっているということで、とても安心いたしました。

例えば瑞穂町にある菜の花クリニックのように、食事、運動、脳トレなどを複合的に取り入れて認知症の改善効果の定評のある病院もあります。今後、奥多摩町でもそのような形で、素晴らしい先生方がいる段階で医療体制を確立して、認知症になっても改善できるような体制を作っていただけたらと願っております。そのことについて2点、再質問させていただけたらと思います。

以上です。

○議長（高橋 邦男君） 環境整備課長。

○環境整備課長（坂村 孝成君） 2番、森田議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

1点目の除雪機の機械の関係のご質問でございます。平成10年に21自治会を対象に、町のほうでそれぞれの自治会に対しまして1台ずつ除雪機を配備させていただいております。配備したのは町のほうなんですけど、その後の維持管理、メンテナンスについては、それぞれの自治会の皆さんにお願いをさせていただいているという状況でございますので、

町のほうに稼働できない機械が幾つあるとか、そういった情報は上がってきておりませんので、恐縮ですが、私のほうではその数についての把握はできておりません。今後、状況についてそれぞれの自治会の皆さんに情報を確認してみたいとは思いますが、ご理解いただければと思います。

○議長（高橋 邦男君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊池 良君） 2番、森田紀子議員さんの再質問にお答えさせていただきます。

認知症に特化した施設、病院ということの考えということなんですが、まず先程町長のご答弁でありました奥多摩病院内に認知症疾患医療センターが設置されているということなんですが、こちらにつきましても特に、認知症の相談につきまして件数等は今のところをカウントしていないという状況です。というのは、認知症に特化した相談だけでなく、いろんな病気を持って相談に来られる方がいらっしゃいますので、その中で認知症の相談もしているということで、そういった状況でございますので、認知症疾患医療センターということで設立しているんですが、認知症の関係につきましては、まだまだ若干内容が薄い状況でございます。

そういったことから、今後、これから認知症になられる方の人数にもよりますが、そういったことを踏まえまして、また、今ちょうどコロナ禍の関係で予防接種等の関係で先生が集まる機会がありますので、そういった中でもこういったお話があったということで、先生方にお話ししていきたいと思っております。そういったことでご理解をよろしく願います。

以上でございます。

○議長（高橋 邦男君） 森田議員、よろしいですか。どうぞ。

○2番（森田 紀子君） 今後、認知症の改善に向けた努力をなさってくださいということで大変ありがたく思っております。

また、高齢化が進んで除雪のほう、腰が痛くなったり体が痛くなったりして、町民の皆様が大変な思いをなさっておりますので、今後とも改善していただけたらと存じます。

私からは以上です。ありがとうございました。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、2番、森田紀子議員の一般質問は終わります。

以上で、日程第2 一般質問は、全て終了しました。

次に、日程第3 各常任委員会、議会運営委員会の特定事件に関する閉会中の継続調査についてを議題とします。

お諮りします。本件については、各常任委員会、議会運営委員会から継続調査の申し出がありましたので、配布の継続調査事項のとおり閉会中の継続調査にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） ご異議なしと認めます。よって、本件については、それぞれ閉会中の継続調査とすることに決定しました。

次に、日程第4 議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。本件については、地方自治法第100条第13項及び会議規則第124条の規定により、閉会中において議員派遣を行う必要があるものは、配布の議員派遣予定表のとおりであります。

ただし、予定表に記載がなく、特に緊急を要する場合にあっては、その日時、場所、目的及び派遣議員等について議長にご一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） ご異議なしと認めます。よって、本件については、議長に一任することに決定しました。

以上で、本定例会に付議された案件の審議は、全て終了しました。

ここで、本定例会の閉会に当たり、町長より挨拶があります。師岡伸公町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 本議会では、規約の改正、補正予算、そして、監査委員の選任について可決、ご同意をいただきました。ありがとうございました。

一般質問では、10名の議員の皆様から16の質問を頂戴しました。まさしく時代の要請を受けた質問をいただきましたので、これからいろいろな新しい課題に向けて、私ども頑張っていかなければいけない、気持ちを新たにさせていただきました。

昨日、総務課長と一緒に都庁を訪問して、久しぶりに訪問してまいりました。副知事はじめ、各局長、各部長さんと1日掛けて、本当に短い時間ではありましたが、いろいろな意見交換をさせていただきました。東京都も奥多摩町の状況を把握しておりますので、災害復旧、観光事業の充実、それから、庁舎の建設や病院経営につきましても言及していただくような内容もございました。

町が以前からインフラ整備で大変お世話になっている当時の担当者、今は直接関わっていない部署の方ではありますが、当時大変にお世話になった担当者のところへも、総務課

長が案内をしてくださいますして伺いました。澤本議員から一般質問あったように、水道一元化の担当の当時の方にもお会いすることができ、当時の苦労話、そのあたりも親しく話をさせていただきました。今後も東京都とは今まで培ってきたパイプをしっかりと繋いでやってまいりたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

お蔭様で2回のワクチン接種が終了して、住民の皆様のご協力によりまして、奥多摩町の感染拡大、今のところ抑えられております。議員皆様、そして、町民皆様に深く感謝を申し上げたいと思います。

また、新しい変異株が今後どのようなようになるかという懸念も抱えておりますけれども、この年末年始を今までと変わらぬ対策を一人一人が講じ、健康保持に努めていただきますよう、町民皆様にはお願いをする次第です。

今年1年、議員皆様には、このコロナ禍の中で活動が非常に狭まれたんじゃないかというふうに思います。研修の機会も奪われてしまいました。いろんな形でご苦勞されておりますが、今後、この1年、2年の経験をぜひ皆様方の活動、そして、町政にお向けいただければありがたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

それから、年末年始の諸行事、特に年始の諸行事につきましては、皆様全員にご案内を差し上げることができないことをお詫び申し上げ、ご容赦をいただきたいというふうに思います。

議員皆様におかれましては健康に留意され、年末年始をお過ごしくださいますようお願い申し上げます。閉会の挨拶にかえさせていただきます。今回大変ご苦勞さまでした。お疲れさまでした。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、町長の挨拶は終わりました。

以上をもって令和3年第4回奥多摩町議会定例会を閉会といたします。長時間の審議、大変ご苦勞さまでした。

午後3時56分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

奥多摩町議会議長

奥多摩町議会議員

奥多摩町議会議員